



# 西東京市スポーツ推進計画



平成26年3月  
西東京市



## はじめに



スポーツは、心身の健康に寄与することはもちろん、文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっています。

西東京市では、平成 18 年 3 月に「西東京市スポーツ振興計画」を策定し、より多くの市民がスポーツ活動に取り組み、豊かでうるおいのあるスポーツライフを満喫できるよう、市民の誰もが、「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに取り組める環境づくりを推進してまいりました。

この間、子どもの体力低下・外遊びの機会の減少、青少年の健全育成・若者の社会参加への意識醸成、高齢社会の進展・健康意欲の高まり、心身の健康に対する意識の高まり、地域コミュニティの活性化など、本市のスポーツを取り巻く社会環境が大きく変化する中で、スポーツの果たす役割への期待は一層高まっております。

また、国においては、平成 23 年 8 月にスポーツ基本法が制定され、地域社会の中에서도誰もがスポーツに親しみ、楽しむためのスポーツ施策を推進することが求められています。

そして、2020 年にはオリンピック・パラリンピックが東京で開催されることとなりました。この東京オリンピック・パラリンピックの開催は、競技スポーツはもちろん、障害者スポーツについても、大きな関心が高まることが予想され、本市におけるスポーツ推進を行う上で、大きな原動力となることが期待されます。

このような背景の中、前計画が平成 25 年度に最終年度を迎えることから、本市におけるスポーツの実態やニーズを踏まえ、前計画を発展的に継承し、市のスポーツ施策の一層の推進を図るため、本計画を策定いたしました。

本計画の基本理念「スポーツ・レジリエンス・シティ・西東京～スポーツを誰もが・いつでも・どこでも・楽しめるまち～」は、スポーツによって市民それぞれが健康で活動的になり、その結果、スポーツをきっかけに地域の様々な人がつながり、地域自体がスポーツにより活性化することを意図しています。

今後は本計画を基に、市民、スポーツクラブ・団体、民間事業者、地域活動団体などの方々と共に、誰もがスポーツを通じて健康的で生き生きとした暮らしを実現するための環境づくりを推進してまいります。

本計画の策定にあたり、多大なご尽力をいただきました「西東京市スポーツ推進審議会」並びに「西東京市スポーツ推進計画策定懇談会」の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見を頂戴しました市民、関係機関、関係団体の方々に心より感謝申し上げます。

平成 26 年 3 月

西東京市長 丸山 浩一



# 目次

<b>第1章</b>	<b>計画の概要</b> .....	1
1.	スポーツの“力” ― 現代社会におけるスポーツ ― .....	1
2.	計画策定の趣旨 .....	2
3.	計画の位置づけ .....	2
4.	上位計画・関連計画との整合性 .....	2
5.	計画の期間 .....	5
6.	本計画におけるスポーツの定義 .....	5
7.	計画の全体像 .....	6
<b>第2章</b>	<b>西東京市のスポーツを取り巻く環境</b> .....	7
1.	スポーツを取り巻く社会環境 .....	7
2.	西東京市の地域特性 .....	9
<b>第3章</b>	<b>西東京市のスポーツの現状と課題</b> .....	11
1.	西東京市のスポーツ環境 .....	11
2.	市民のスポーツに対する意識 .....	14
3.	西東京市のスポーツの現状と課題 .....	19
<b>第4章</b>	<b>計画の基本的な考え方</b> .....	23
1.	計画の基本理念 .....	23
2.	計画の基本方針 .....	24
3.	計画の基本目標 .....	25
<b>第5章</b>	<b>施策体系 ― 市民と地域の力を高めるスポーツ ―</b> .....	27
1.	ライフステージに応じたスポーツ活動の推進 .....	27
2.	だれもが取り組める身体活動の推進 .....	31
3.	生活の中にあるスポーツの実践 .....	34
4.	市民それぞれのスポーツ実践を支える環境づくり .....	37
<b>第6章</b>	<b>計画推進のための方策</b> .....	43
1.	各主体の役割 .....	43
2.	計画の評価・管理体制 .....	44
	<b>資料編</b> .....	45





# 第1章 計画の概要

1

計画の概要

## 1 スポーツの“力” — 現代社会におけるスポーツ —

### (1) スポーツ基本法の制定

平成23年8月にスポーツ基本法が施行され、昭和36年に制定されたスポーツ振興法が50年ぶりに全面的に改正されました。「スポーツは、世界共通の人類の文化である」から始まる同法では、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない」としています。基本理念の中でも、地域の世代を超えた交流促進に寄与するスポーツの視点や、障害者スポーツの推進などが掲げられており、地域社会の中でだれもがスポーツに親しみ、楽しむためのスポーツ施策を推進することが求められています。

### (2) 2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催

平成25年9月に開かれた国際オリンピック委員会総会において、2020年のオリンピック・パラリンピックの開催地が東京に決定しました。東京では1964年に夏季大会が開催されてから、実に56年ぶりの開催となります。

近代オリンピックの祖であるクーベルタンは「スポーツを通して心身を向上させ、さらには文化・国籍など様々な差異を超え、友情、連帯感、フェアプレーの精神をもって理解し合うことで、平和でよりよい世界の実現に貢献する」というオリンピックのあるべき姿（オリンピズム）を提唱し、オリンピックが社会にもたらす価値を示しています（公益財団法人 日本オリンピック委員会ホームページより）<sup>※1</sup>。

そのようなオリンピック・パラリンピックが社会にもたらす価値のひとつに「レガシー（遺産）」がありますが、1964年の東京オリンピック・パラリンピックは、スポーツ施設などのハード面だけではなく、その後、水泳や体操などを中心とするスポーツのクラブなどが全国に広がり、幼児や主婦、中高年まで、幅広い人が参加するような、スポーツ文化の遺産をもたらしました。

現代社会では、プロスポーツや部活動でスポーツに取り組む人だけではなく、身近な環境でのウォーキングやランニング、フィットネスジムで汗を流す社員、高齢者が地域の仲間と行うゲートボールなど、社会のあらゆるところに「スポーツの光景」が見られます。これらは、スポーツを通じた自己実現や子どもにとっての夢、仕事や子育てをするための活力など、毎日を生き活きと暮らす人々が集う「活気ある地域社会の光景」でもあります。

2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けては、このようなオリンピック・パラリンピックの基本的な考え方を市民一人一人が尊重し、だれもがスポーツに取り組める社会の構築によって「スポーツがまちにあふれ、地域の人が活き活きと暮らす光景」を国内外に示す機会となります。

<sup>1</sup> 以下、オリンピックに関する記述は同ホームページを基に記述。

## 2 計画策定の趣旨

本市では、平成 18 年 3 月に「西東京市スポーツ振興計画」（以下、前計画）を策定し、より多くの市民がスポーツ活動に取り組み、豊かでうるおいのあるスポーツライフを満喫できるように、市民のだれもが、「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに取り組める環境づくりを推進してきました。平成 23 年 8 月にはスポーツ基本法が施行され、また前計画が平成 25 年度には最終年度を迎えることから、市におけるスポーツの実態やニーズを踏まえ、前計画を発展的に継承し、市のスポーツ施策の一層の推進を図るため、本計画を策定します。

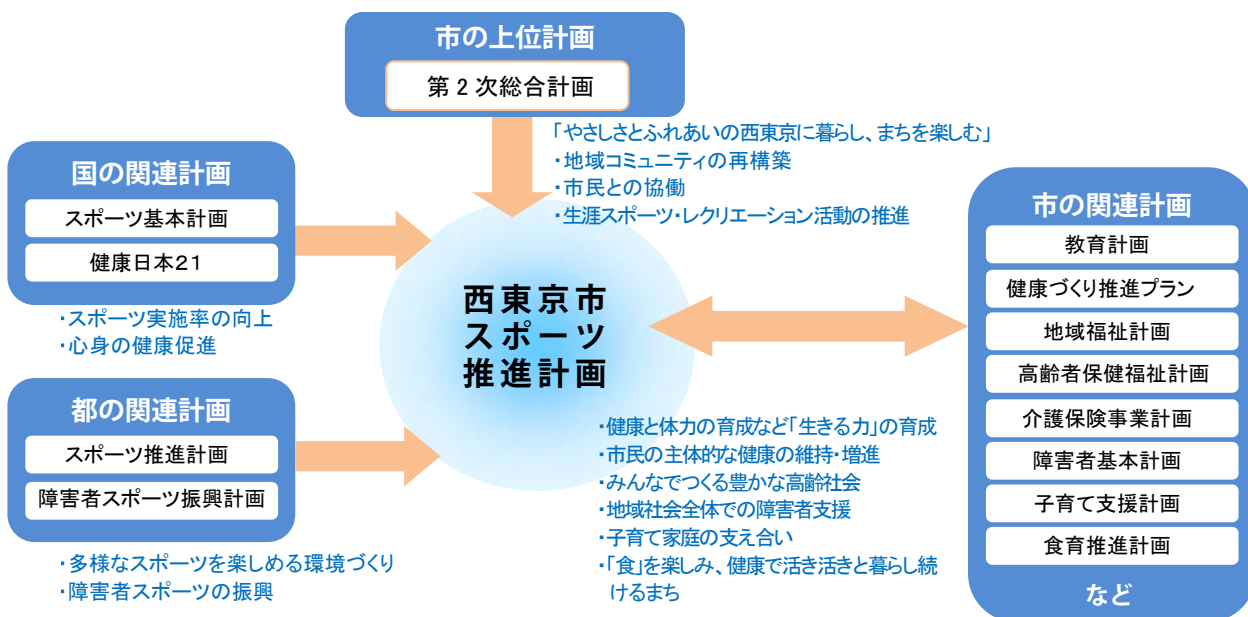
## 3 計画の位置づけ

本計画は、国のスポーツ基本法（平成 23 年 8 月）第 10 条ならびにスポーツ基本計画（平成 24 年 3 月／文部科学省）や東京都の「東京都スポーツ推進計画」（平成 25 年 3 月）、「東京都障害者スポーツ振興計画」（平成 24 年 3 月）を踏まえ、本市におけるスポーツ推進を図るため、西東京市スポーツ推進審議会の答申（平成 26 年 2 月）を受け、策定するものです。

また、市の上位計画である「第 2 次総合計画」（平成 26 年 3 月）や関連計画におけるスポーツ分野についての施策を包括的に体系化し、より具体化するものとして策定するものです。

## 4 上位計画・関連計画との整合性

本計画は以下のように、それぞれの上位計画、関連計画との整合性を踏まえた計画としています。





## (1) 計画全体にかかわる視点

上位計画・関連計画との整合性を図るため、本計画の全体にかかわる視点として、以下の5つのポイントを踏まえた計画とします。

### ①市民のスポーツ実施率の向上

市民におけるスポーツ活動の頻度の増加やスポーツ非実施者の低減など、市民のスポーツ実施率の向上に取り組みます。

### ②多様なスポーツを楽しめる環境づくり

スポーツに触れて楽しむ機会の創出やスポーツをしたくなるまちづくり、ライフステージに応じたスポーツ活動の支援など、いつでも気軽にスポーツを楽しめる環境づくりに取り組みます。

### ③地域コミュニティの再構築

地域活動の活性化やそれに伴う地域の横の連携による自助・共助（相互扶助）など、地域コミュニティの再構築との整合性を図ります。

### ④市民との協働

市民の地域活動への参画や、ボランティア・市民活動団体、NPO、企業、大学との連携によるまちづくりなど、市民協働の視点との整合性を図ります。

### ⑤生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進

生涯スポーツ（する・みる・ささえるスポーツ）の環境づくりやスポーツ指導者の確保、スポーツ推進委員の活用と育成など、生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進に取り組みます。



## (2) 具体的な施策にかかわる視点

上位計画・関連計画との整合性を図るため、具体的な施策にかかわる視点として、以下の6つのポイントを踏まえた計画とします。

### ①心身の健康の促進

市民の主体的な健康の維持・増進、心身両面からの健康づくり、ライフステージに応じた健康事業の活用による生涯を通じた健康づくりに関する取り組みとの整合性を図ります。

### ②高齢社会を見据えたスポーツ推進

高齢者の生きがい、健康づくり、介護予防、地域における支え合いなど、本格的な高齢社会(超高齢社会)を見据えたスポーツ推進に関する取り組みとの整合性を図ります。

### ③障害者スポーツの振興

障害者スポーツの理解促進・普及啓発、環境整備、障害者スポーツを支える人材の育成・確保など、障害者スポーツの振興に取り組みます。

### ④たくましく生きるための健康と体力づくりの推進

生涯にわたって健康を保持増進するための、小・中学校の全学年を通じた体づくり運動、中学校における保健体育の授業及び部活動の充実と併せる中での児童・生徒の豊かなスポーツライフの実現を重視した取り組みとの整合性を図ります。

### ⑤子育て家庭の支え合い

屋内の居場所の充実、気軽にボール遊びのできる場所の検討、子ども向けのスポーツの振興、総合型地域スポーツクラブ事業の推進など、子育て家庭の親子に向けたスポーツ施策との整合性を図ります。

### ⑥「食」を楽しみ、健康で生き活きと暮らし続けるまち

家庭・学校・地域が連携した食育の推進、成人の食育、生活習慣病予防、健康に関する食育と連動したスポーツ施策の取り組みとの整合性を図ります。



## 5 計画の期間

計画の期間は、平成 26 年度を初年度とし、平成 35 年度を最終年度とした合計 10 年間とします。

## 6 本計画におけるスポーツの定義

本計画は、「スポーツ」を幅広く捉え、自らが身体を動かして行う「する」スポーツだけではなく、競技を観戦する「みる」スポーツや、監督・コーチなどの指導者、スポーツ大会の審判やスタッフ、プロチームのファンやサポーターとして参加する「ささえる」スポーツなども、スポーツ活動として捉えています。

そして、「スポーツ」を多様な競技種目・レベルや「する」、「みる」、「ささえる」の 3 つの関わり方として捉えるだけではなく、階段の昇り降りや、駅までの徒歩の移動、身近な場所・環境での散歩など、日常生活における身体活動を含むものとしても捉えます。

このように、「スポーツ」という概念や活動を広く定義づけ、市民のだれもが楽しめるスポーツを推進していきます。



## 7 計画の全体像

本計画の全体像は以下のとおりです。

### 第1章 計画の概要

1. スポーツの“力” — 現代社会におけるスポーツ —
2. 計画策定の趣旨
3. 計画の位置づけ
4. 上位計画・関連計画との整合性
5. 計画の期間
6. 本計画におけるスポーツの定義
7. 計画の全体像

### 第2章 西東京市の スポーツを取り巻く環境

1. スポーツを取り巻く社会環境
2. 西東京市の地域特性

### 第3章 西東京市の スポーツの現状と課題

1. 西東京市のスポーツ環境
2. 市民のスポーツに対する意識
3. 西東京市のスポーツの現状と課題

### 第4章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念  
スポーツ・レジリエンス・シティ・西東京  
～スポーツをだれもが・いつでも・どこでも・楽しめるまち～
2. 計画の基本方針
  - (1) スポーツによる市民力の向上【市民が動く】
  - (2) スポーツによる地域力の向上【地域が動く】
  - (3) 市民と地域を支えるスポーツ環境の向上【まちが動く】
3. 計画の基本目標

### 第5章 施策体系— 市民と地域の力を高めるスポーツ —

1. ライフステージに応じたスポーツ活動の推進
2. だれもが取り組める身体活動の推進
3. 生活の中にあるスポーツの実践
4. 市民それぞれのスポーツ実践を支える環境づくり

### 第6章 計画推進のための方策

1. 各主体の役割
2. 計画の評価・管理体制

### 1 スポーツを取り巻く社会環境

#### (1) 子どもの体力低下・外遊びの機会の減少

「平成24年度東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査」では、子どもの体力低下、運動する・しないの二極化などが指摘されています。子どもの身体活動は心身の健全な成長にとって欠かせないものであり、また子どもの頃の運動経験が、大人になってからのスポーツ実施に影響を及ぼすと考えられています。このような中で、地域の中で子どもが自由に体を動かす場や、スポーツに触れ、その楽しさを享受する機会の創出が求められています。

#### (2) 青少年の健全育成・若者の社会参加への意識醸成

近年、ひきこもり<sup>2</sup>やニート<sup>3</sup>と呼ばれる青少年や若者が増加し、早い段階からの社会参加や就業意識の醸成が求められています。このような社会的課題に対して、スポーツを通じた青少年・若者の居場所づくりや他者とのコミュニケーションなどの重要性が改めて見直されています。

#### (3) 高齢社会の進展・健康意欲の高まり

今後はおよそ800万人といわれる「団塊の世代」が65歳以上となることから、本格的な高齢社会を迎えます。この超高齢社会を見据え、高齢者の介護予防や心身の健康の維持・回復、生きがい・仲間づくりの手段として、高齢者に適した身体運動や体操などへの期待が高まっています。

#### (4) 心身の健康に対する意識の高まり

近年は、学生や社会人の間で「うつ病」などの心の病が増加し、深刻な社会問題となっています。また、「メタボリックシンドローム」などの生活習慣病予防として栄養・食育対策とともに、運動施策の推進が掲げられています。このような心身の健康に対する意識の高まりの中で、スポーツが果たす役割に大きな期待が寄せられています。

#### (5) スポーツを通じた地域コミュニティの活性化

平成23年の東日本大震災は、地域のつながり・絆の強さの重要性が、改めて見直される機会となりました。今後は様々な地域活動や協働によるまちづくりを通じた地域コミュニティの活性化が必要となる中で、スポーツを通じた人や地域とのつながりについても大きな期待が寄せられています。

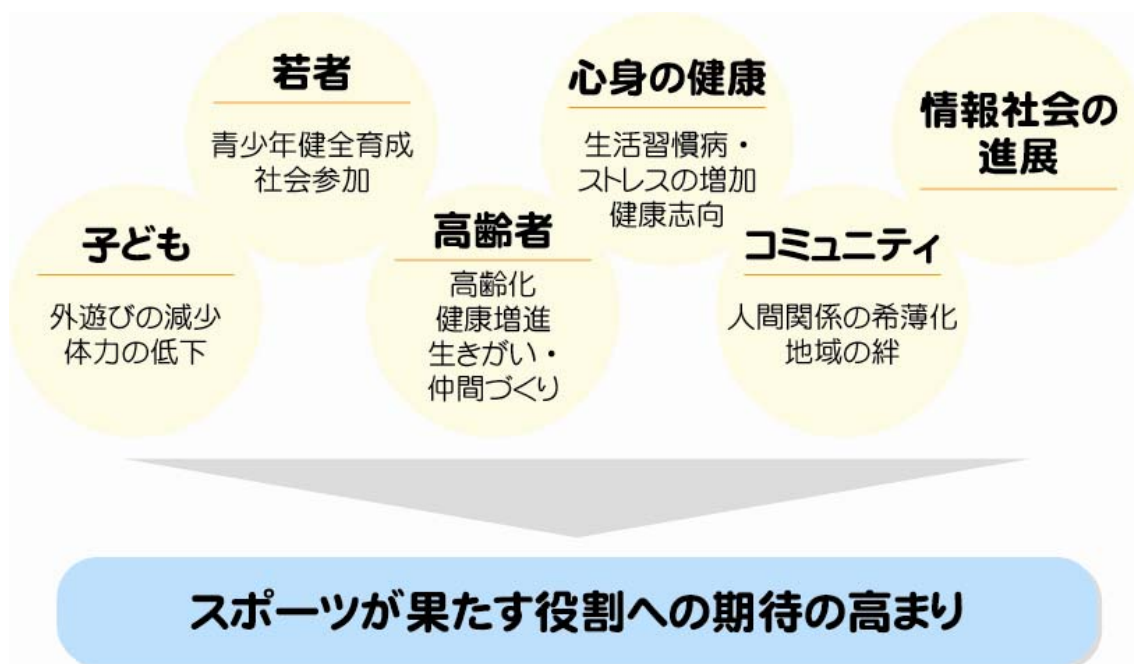
<sup>2</sup> 「ひきこもり」特別な精神障害があるわけではなく、6ヶ月以上自宅にひきこもり、社会やコミュニティに参加しない状態が続くこと。

<sup>3</sup> 「ニート」Not in Education, Employment or Training の頭文字 (NEET) からとったもので、15~34歳の未婚で、仕事に就かず、職業訓練も含め、学校に通わず、家事や家業の手伝いもしていない状態のこと。

## (6) 情報社会の進展

現代は情報社会の時代であり、インターネットを通して地域内外や世界中の人々と交流することが可能となりました。スポーツにおいても情報技術を積極的に活用し、地域内外のスポーツを通じた仲間づくりや国際交流、運動の記録・管理などを行うことで、より豊かなスポーツライフの創出が期待できます。

### <スポーツを取り巻く社会環境>

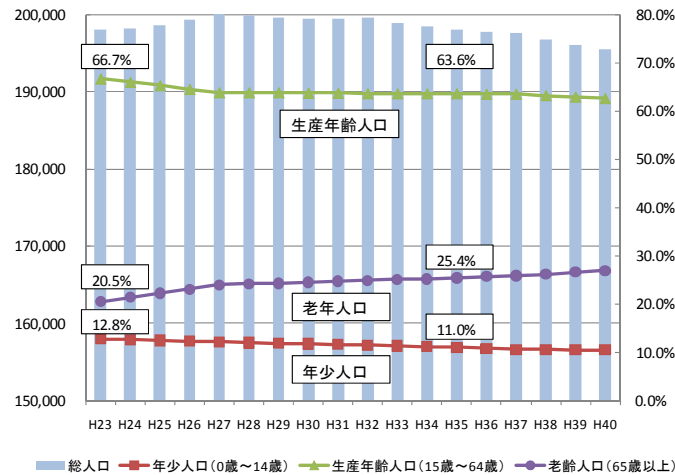


## 2 西東京市の地域特性

本計画は、市の人口、生活圏、大学資源、合併後のまちづくり、指定管理者制度の活用、スポーツ祭東京 2013 の開催、2020 年東京オリンピック・パラリンピックの開催などからなる地域特性を十分に踏まえた計画としています。

### (1) 人口

本市の人口は、197,546 人（平成 26 年 1 月 1 日現在）となっています。人口構成は、東京都平均と比較してもそれほど差はなく、年少人口（0～14 歳）は 12.6%、生産年齢人口（15～64 歳）は 65.2%、老年人口（65 歳以上）は 22.2%となっています。目標年次の平成 35（2023）年における人口は 197,990 人、人口構成は年少人口が 11.0%、生産年齢人口が 63.6%、老年人口が 25.4%と推計され、少子高齢化を見据えたスポーツ施策の展開が求められています。（平成 23 年 12 月「西東京市人口推計調査報告書」）



出典：西東京市人口推計調査報告書（平成 23 年 12 月）

### (2) 生活圏

市内は、西武新宿線と西武池袋線の 5 つの駅があり、それぞれ新宿、池袋まで 20 分以内と通勤・通学などに便利な地域であるため、多くの市民が日常的に移動しています。また、平成 22 年国勢調査報告によると、従業地・通学地別流出人口（15 歳以上就業者及び通学者）は合計 64,542 人で、新宿区・千代田区などの 23 区を中心に、市外へ流出しています。一方で、常住地別流入人口は合計 26,194 人で、東久留米市、小平市、武蔵野市、東村山市など、近隣の多摩地域からの住民が移動してきています。

このことから、都心や近隣地域への通勤者を対象とした施策や、既に、多摩北部都市広域行政圏協議会で進められている小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市を含む圏域各市における体育・スポーツ施設の相互利用の促進に向けた取り組みなどをはじめとした、住民の生活圏の広がりを考慮した施策が求められています。

### (3) 大学資源

本市は、大学のトップレベルの競技者や指導者などの人材や施設、看護・リハビリテーション分野における人材や施設などの資源を有しています。こうした大学資源を活用した地域に根ざしたスポーツ推進に向けた施策が重要だと考えられます。

#### (4) 合併から10年以上が経過

旧田無市と旧保谷市が平成13年1月21日に合併して、本市が誕生してから10年以上が経過しました。この間、はなバスなどの交通機関の充実や市民が利用できる公園・スポーツ施設の整備により、スポーツ環境の充実が進められてきました。今後はスポーツ施設の適正配置や、身近な環境の有効活用、市民に対するスポーツ関連情報の提供などが求められています。

#### (5) 指定管理者制度の活用

本市は平成18年度からスポーツ施設に関する指定管理者制度を活用し、平成20年度からは、公募によって選定された民間事業者を指定管理者とし、公共スポーツ施設における多様なスポーツプログラムの提供や利便性の向上が図られています。

#### (6) スポーツ祭東京2013の開催

平成25年9月から10月にかけて、スポーツ祭東京2013（第68回国民体育大会、第13回全国障害者スポーツ大会）が都内各地で開催され、本市では、「バスケットボール」（正式競技）、「ティーボール」（デモンストレーションとしてのスポーツ行事）の競技が行われました。このスポーツ祭東京2013を契機として、子どもたちをはじめとした多くの市民が、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けて希望を持ち、市民のスポーツへの意識が高まることが期待されます。



【スポーツ祭東京2013】

#### (7) 2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催

2020年に東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。この東京オリンピック・パラリンピックに向けて、競技スポーツはもちろん、障害者スポーツにも大きな関心が高まることが予想され、本市におけるスポーツ推進を行う上で、大きな原動力となることが期待されます。今後は、東京オリンピック・パラリンピックに向けた気運の醸成やスポーツボランティアの人材育成などが求められます。





# 第3章 西東京市のスポーツの現状と課題

## 1 西東京市のスポーツ環境

### (1) スポーツ施設・場所

本市には市北部（1施設）、保谷庁舎周辺部（3施設）、市南部（4施設）、市西部（2施設）、ひばりが丘駅南部（1施設）に公共スポーツ施設があります。他にも、ふたつの総合型地域スポーツクラブや、スポーツ機能のある児童センター、高齢者向けのトレーニングマシンを完備した福祉センターなどの公共施設、学校施設の開放、民間スポーツ施設、身近な公園や遊歩道などの多様なスポーツ環境が、市民のスポーツ実践を支えています。

図表 3-1 スポーツ施設の分布



## (2) スポーツクラブ・団体

本市ではふたつの総合型地域スポーツクラブ<sup>※4</sup>、西東京市体育協会加盟の団体や、スポーツ施設に登録している市民の自主的なクラブ・団体などが活動しています。

### 総合型地域スポーツクラブについて

「総合型地域スポーツクラブ」とは、地域住民が主体的に運営するスポーツクラブで、子どもから高齢者まで、また、障害のある方を含めすべての人が参加でき、多様な興味・関心、様々な技術レベルに合わせて、様々なスポーツを楽しむことができるクラブです。本市においては平成17年11月に「にしはらスポーツクラブ」、平成23年4月に「ココスポ東伏見」が創設されました。

図表 3-2 市内の総合型地域スポーツクラブ

名称	設立年	概要
にしはらスポーツクラブ	平成17年	西原総合教育施設(旧西原第二小学校跡地・西原町)を拠点とし、会員数は783人(H25.12時点)。地域の市民の運営で、安い活動費で子どもから高齢者まで、様々なスポーツを楽しめるスポーツクラブとして、多様なスポーツ教室・プログラムや文化的な教室・スポーツ選手による講演会なども開催している。
ココスポ東伏見	平成23年	東伏見ふれあいプラザ(富士町)を拠点とし、会員数は242名(H25.12時点)。スポーツや文化活動を通じた地域コミュニティの活性化、街の活性化が主な目的で、指導者は地域の人材を活用し、東伏見で活動する早稲田大学体育各部やNPO法人早稲田クラブと協力したイベント・教室なども開催している。



【総合型地域スポーツクラブにおける様々なプログラム】

<sup>4</sup> 東京都では、単一種目のスポーツクラブでも、「地域住民の主体的な運営」、「幅広い年齢層の参加」、「技術レベルや目的の多様性」があれば、総合型地域スポーツクラブの考え方が満たされるとし、「地域スポーツクラブ」と称しています。本市における「総合型地域スポーツクラブ」は、このような「地域スポーツクラブ」を含んだ意味で用いています。

### (3) スポーツに関する人材

本市には、西東京市スポーツ推進委員<sup>※5</sup>や西東京市体育協会及び加盟団体、総合型地域スポーツクラブ、指定管理者が運営する公共スポーツ施設の指導者、大学のトップレベルの競技者・指導者並びにスポーツ科学の研究者、そして市民スポーツまつりなどを支える市民のボランティアなど、多様なスポーツに関する人材がいます。

### (4) スポーツに関する情報

本市では、西東京市スポーツ施設の総合ポータルサイト「スポ NAVI」や市報、ホームページ、エフエム放送など各種媒体において、スポーツに関する情報を提供しています。



【公共スポーツ施設】



【市民スポーツまつり】

<sup>5</sup> スポーツ推進委員は、西東京市におけるスポーツ推進のため、西東京市スポーツ推進委員に関する規則の定めるところにより、スポーツ推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行います。

## 2 市民のスポーツに対する意識

本節は、「西東京市スポーツに関する市民意識調査」※6（平成24年度）の結果に基づいており、表記のない図表の出典は、全て同調査となっています。

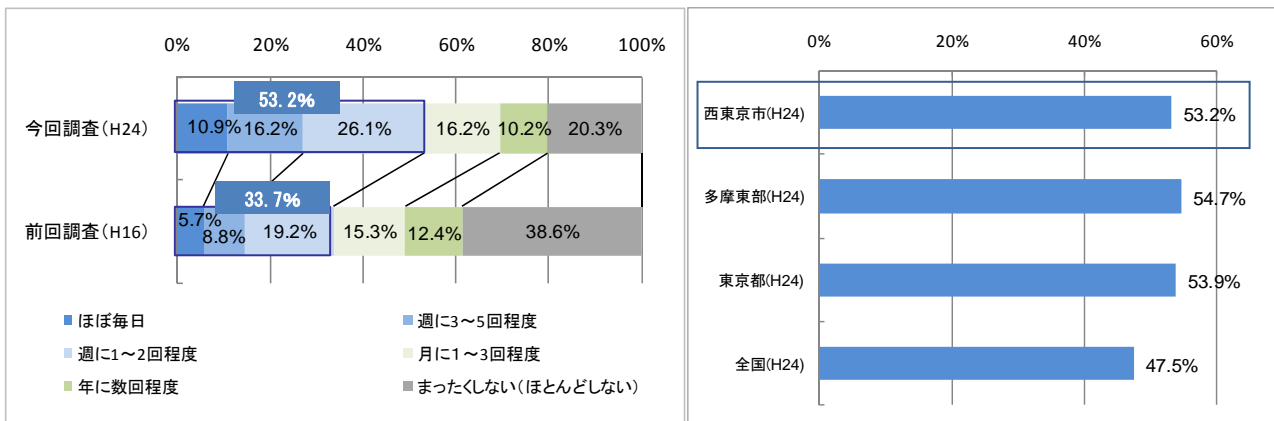
### (1) 市民のスポーツ実施状況

#### ①市民のスポーツ実施頻度

スポーツを週1回以上している市民の割合（スポーツ実施率）は、53.2%です。これは平成16年の前回調査（33.7%）や全国（47.5%）と比較して高い割合となっており、東京都全体（53.9%）、多摩東部（54.7%）と同水準の数値となっています。

また、スポーツをまったくしない市民の割合（スポーツ非実施率）は20.3%で、平成16年の前回調査（37.9%）から低減しています。

図表 3-3 市民がスポーツをする頻度※7  
（一般市民、全員回答、単数回答、n=782）

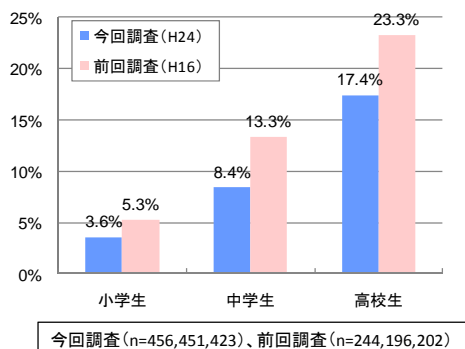


※資料：多摩東部、東京都：都民のスポーツ活動に関する世論調査（平成24年7月、東京都生活文化局）

全国：体力・スポーツに関する世論調査（平成25年1月、文部科学省）

※今回調査ではスポーツの種目を全く選ばなかった人を「まったくしない」として算出しているのに対して、前回調査（H16）では「ほとんどしない」との選択肢で聞いているため、今回調査のほうが値が低くなっていることが想定される。

図表 3-4 スポーツをしない児童生徒の割合  
（児童生徒、全員回答、単数回答）



※スポーツをしない児童生徒の割合は、上記の市民調査と同様、今回調査（「まったくしない」）と前回調査（「ほとんどしない」）で選択肢の違いがある。

スポーツをしない児童生徒の割合は、前回調査（平成16年）と比較すると、小学生、中学生、高校生ともにその割合は低下しています。ただし、年齢が高くなるほどスポーツをしない割合が高くなる傾向は前回調査と変わらず、子どもの時期から継続してスポーツに取り組むための施策が必要であるといえます。

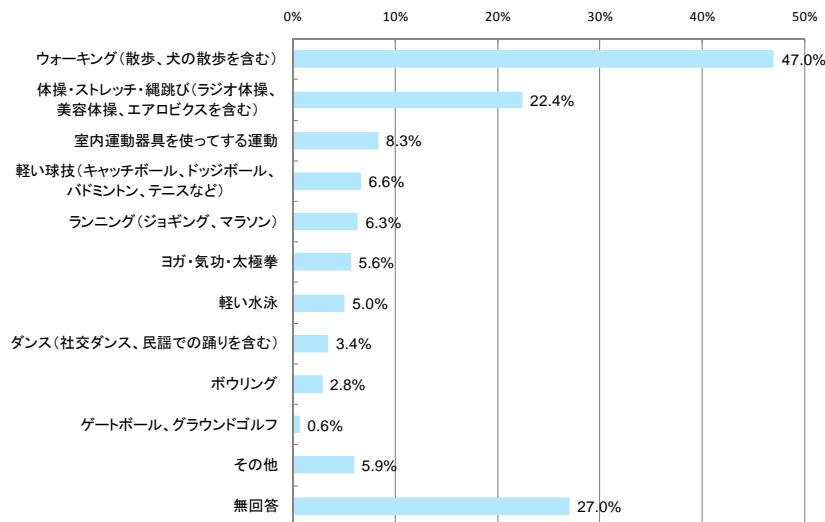
6 「西東京市スポーツに関する市民意識調査」は、一般市民（18歳以上）、小学生、中学生・高校生、スポーツ施設登録団体を対象に4種類のアンケート調査を平成24年11月に実施。

7 （ ）内は、左から、アンケートの対象、回答対象、回答の種類、nは回答総数を示す。以下、（ ）内同じ。

## ②市民が普段しているスポーツ（比較的軽い運動）

市民が普段しているスポーツ（広域にわたるスポーツや競技的スポーツを除く）は、「ウォーキング」が47.0%と最も高く、次いで「体操・ストレッチ・縄跳び」が22.4%となっています。

図表 3-5 普段している運動・スポーツ（比較的軽い運動）  
（一般市民、全員回答、複数回答、n=832）



## (2) 市民のスポーツに対する意識

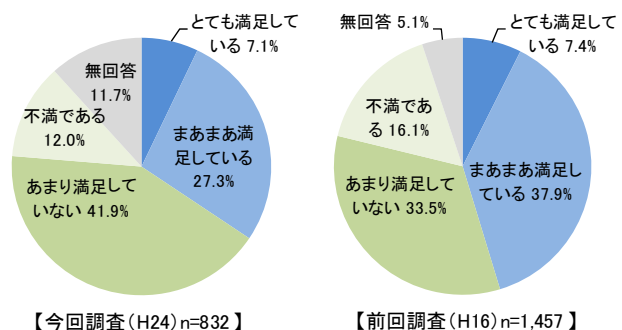
### ①スポーツ活動頻度に対する満足度

市民のスポーツ活動頻度に対する満足度は、「とても満足している（7.1%）」、「まあまあ満足している（27.3%）」を合わせると34.4%となっており、「あまり満足していない（41.9%）」、「不満である（12.0%）」の53.9%を下回ります。

また、前回調査と比較しても、

満足度は下がっていますが、スポーツ実施率は前回調査と比較して向上していることから、市民のスポーツ活動頻度に対する満足度の基準が高くなった可能性もあり、市民の多様なスポーツニーズに応じた施策が求められているといえます。

図表 3-6 市民の活動頻度に対する満足度  
（一般市民、全員回答、単数回答）



【今回調査(H24) n=832】

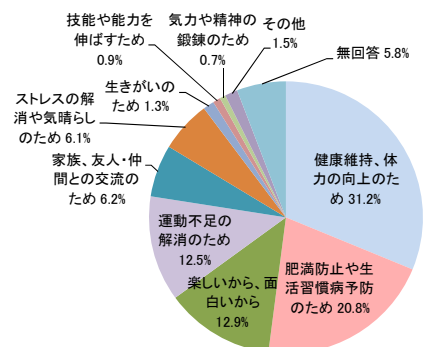
【前回調査(H16) n=1,457】

図表 3-7 スポーツや運動を行う主な理由

### ②スポーツをする目的

（一般市民、スポーツ非実施者を除く全員回答、単数回答、n=673）

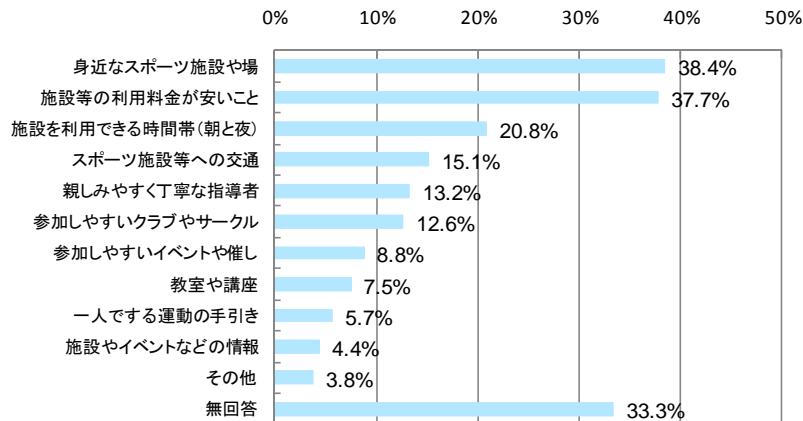
市民がスポーツを行う目的は、「健康維持、体力の向上のため」（31.2%）、「肥満防止や生活習慣病予防のため」（20.8%）など、健康志向による理由が多くなっています。



### ③スポーツに取り組むための条件（スポーツ非実施者）

スポーツを全く行っていない人が、スポーツに取り組むための条件は、「身近なスポーツ施設や場」（38.4%）、「施設等の利用料金が安いこと」（37.7%）、「施設を利用できる時間帯（朝と夜）」（20.8%）が高くなっており、身近で利用しやすいスポーツ環境を求めていることが分かります。

図表 3-8 運動やスポーツに取り組む上で大切だと思われる条件  
（一般市民、スポーツ非実施者、複数回答、n=159）



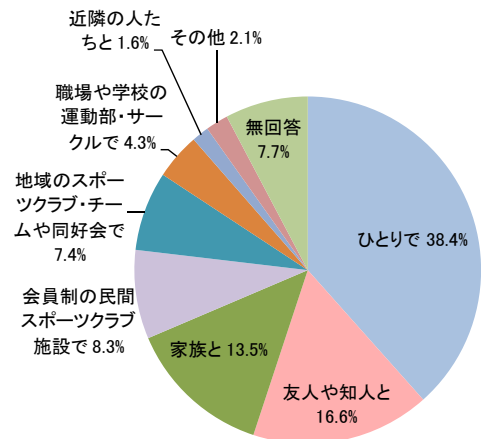
### （3）スポーツをする仲間（クラブ・団体）

#### ①スポーツをする仲間

誰と一緒にスポーツをしているかについて、「ひとりで」と回答した人は38.4%と最も多く、次いで、「友人や知人と」（16.6%）、「家族と」（13.5%）を合わせると、30.1%となり、身近な人とスポーツをしていることが分かります。

また、スポーツクラブ・団体にスポーツを行っている人は、「会員制の民間スポーツクラブ施設で」（8.3%）、「地域のスポーツクラブ・チームや同好会で」（7.4%）、「職場や学校の運動部・サークルで」（4.3%）を合わせても20.0%と、低くなっています。

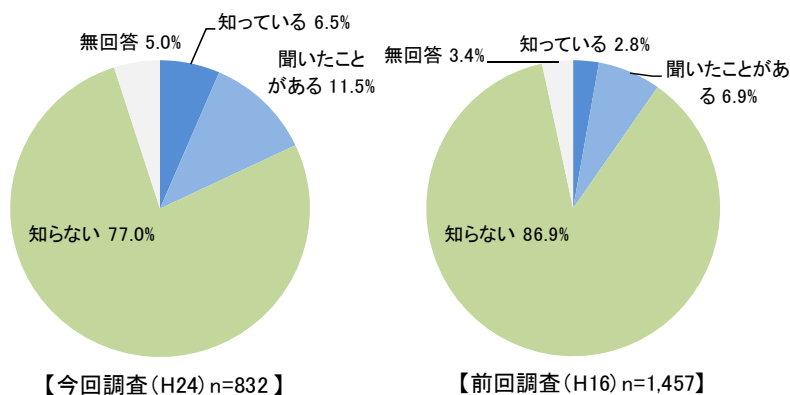
図表 3-9 主として誰と一緒に運動やスポーツをしているか  
（一般市民、スポーツ非実施者を除く全員回答、単数回答、n=673）



## ②総合型地域スポーツクラブの認知度

総合型地域スポーツクラブの認知度は、知らない人が77.0%と多くなっていますが、前回調査(86.9%)と比較すると、認知度が向上しています。

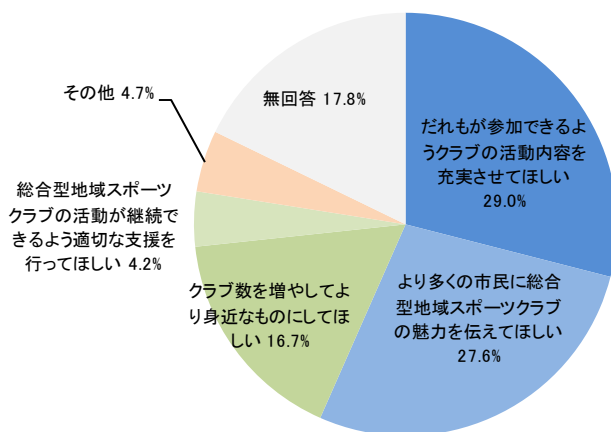
図表 3-10 総合型地域スポーツクラブの認知度  
(一般市民、全員回答、単数回答)



## ③総合型地域スポーツクラブの方向性

総合型地域スポーツクラブの方向性については、「だれもが参加できるようにクラブの活動内容を充実させてほしい」(29.0%)、「より多くの市民に総合型地域スポーツクラブの魅力を伝えてほしい」(27.6%)と回答した人が多くっており、既存の総合型地域スポーツクラブの活動内容の充実や取り組み内容の周知を求めていることが分かります。

図表 3-11 総合型地域スポーツクラブの育成について  
(一般市民、全員回答、単数回答、n=832)

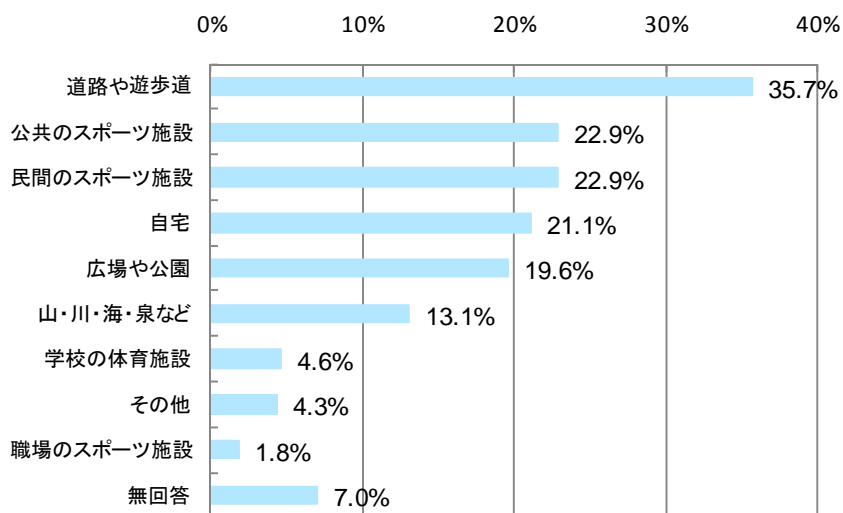


#### (4) スポーツを行う場所

市民がスポーツを行う場所は、「道路や遊歩道」(35.7%)が最も多く、また、「自宅」(21.1%)や「広場や公園」(19.6%)と回答した人も多いことから、身近な環境でスポーツを行う人が多いといえます。

また、公共のスポーツ施設、民間のスポーツ施設(22.9%)といったスポーツ施設利用者も多くなっています。

図表 3-12 スポーツを行う場所  
(一般市民、スポーツ非実施者を除く全員回答、複数回答、n=673)

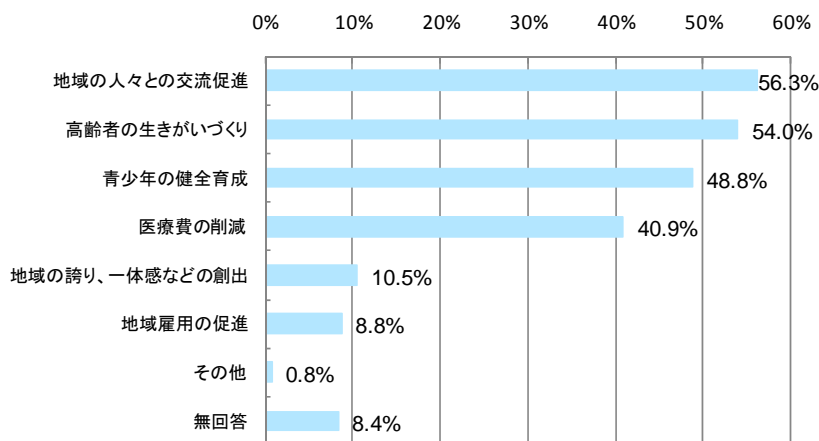


#### (5) 地域社会におけるスポーツ振興

地域社会におけるスポーツ振興がもたらす効果について、「地域の人々との交流促進」(56.3%)が最も多くなっており、「地域の誇り、一体感などの創出」(10.5%)も合わせて、スポーツを通じた地域コミュニティの活性化に期待が寄せられていることが分かります。

また、「高齢者の生きがいがづくり」(54.0%)、「青少年の健全育成」(48.8%)など、市民それぞれの暮らしにおけるスポーツの役割についても着目されていることが分かります。

図表 3-13 地域におけるスポーツ振興はどのように地域に貢献するか  
(一般市民、全員回答、複数回答、n=832)





### 3 西東京市のスポーツの現状と課題

市のスポーツ環境や、市民のスポーツに対する意識、市のスポーツに関する取り組みなどを踏まえ、西東京市におけるスポーツの現状と課題を以下のように整理します。

#### (1) 子どものスポーツに対する意識の向上

市民意識調査によると、スポーツをしない児童・生徒の割合は前回調査（平成 16 年）から減少していますが、スポーツ実施率は概ね横ばいか若干の増加傾向に留まっています。また、スポーツ実施頻度別に中学生や高校生の頃の運動経験の有無を見ると、現在全く運動を行っていない人に、中学生や高校生の頃に運動経験が無い人が多い傾向が見られます。

市民が生涯に渡ってスポーツに取り組むことができるためにも、子どもにスポーツの楽しさを実感してもらう機会を創出し、子どものスポーツに対する意識を向上させる必要があります。

#### (2) 若者が求めるスポーツニーズの把握

10 代後半や主に単身層の 20 代の若者は、路上でのストリートダンスやスケートボード、野外での音楽フェスティバルなどによって、若者独自の身体活動を行っています。今後は若者が地域で自由に身体活動を行う環境づくりを推進するため、若者が求めるスポーツニーズを把握する必要があります。

#### (3) 働き盛り・子育て世代のスポーツ機会の創出

市民意識調査によると、市民の週 1 回以上のスポーツ実施率は、30 代、40 代の働き盛り世代で低い傾向が見られます。これらの世代は、現在の運動・スポーツ実施状況への不満度が高い傾向も同時に見られるため、仕事や子育てでスポーツをしたくてもできない状況にある人のための取り組みを検討する必要があります。

#### (4) 高齢者スポーツ・健康づくりの拡充

市民意識調査によると、高齢者ではスポーツ実施率が非常に高くなっており、特に、男性の 50 代以上、女性の 60 代以上では、週 1 回以上のスポーツ実施率が 6 割を超えています。一方、女性の 70 代以上では、スポーツを全くしない人の割合が 3 割を超えるなど、スポーツをする人としない人の格差が見られます。

今後は、高齢者の積極的なスポーツニーズへの対応と同時に、健康づくりや介護予防などの観点からの取り組みが必要です。

## (5) 障害者スポーツの認知・普及

東京都障害者スポーツ振興計画（平成 24 年 3 月）では、スポーツ行政の視点から把握した障害者スポーツ振興における主な課題として以下の 5 つを挙げています。

- (1) 障害者スポーツに関する情報発信・普及啓発の不足
- (2) 障害のある人が身近でスポーツ活動をする場の不足
- (3) 地域のキーパーソンとなる人材の不足
- (4) 地域でスポーツをともに楽しむ仲間の不足
- (5) 指導者側の連携体制の欠如

本市においても、障害者スポーツ支援を行っていますが、今後は障害のある方はもちろん、地域の中で障害者スポーツに対する認知や普及を行い、参加者の増加や、障害のある方がスポーツに触れる機会の充実や障害者スポーツを支える人材の確保を検討する必要があります。

## (6) 身近なスポーツ環境の有効活用

市民意識調査では、普段している運動・スポーツは、ウォーキングとの回答が大半を占めており、スポーツを行う場所も道路や遊歩道が多くなっています。今後も一層、ウォーキングやランニング人口の増加が予想されることから、歩行者、ランナーなどが気持ちよく利用できる環境づくりが重要です。

また、スポーツ活動場所やスポーツ施設の利用状況などからも、市民はそれぞれ地域の近隣の施設を利用してスポーツに親しんでいる状況がうかがえます。そのため、各地域で身近な場所で気軽にスポーツを行える場づくりが重要と考えられます。

## (7) 指導者の把握・マッチング

スポーツ施設登録団体の調査では、指導者の現状として、指導者の高齢化、指導者が少ないことなどが課題として挙げられている一方、30 歳未満の男性では、指導者としての活動意欲が比較的強い傾向にあります。そのため、今後は地域の潜在的な指導者を発掘し、技術的な指導を必要としている市民とマッチングする必要があります。

## (8) クラブ・団体への加入促進

市民意識調査では、市民のスポーツクラブ・団体への加入率は 2 割となっており、また総合型地域スポーツクラブの認知度は前回調査（平成 16 年）時の 9.7%よりは上昇しているものの、18.0%と依然として低くなっています。そのため、今後はクラブ・団体の活動内容の普及啓発や、参加のきっかけづくりなどを通じたクラブ・団体への加入促進が期待されます。

### (9) 情報媒体の工夫やニーズを意識した情報発信

インターネットをはじめとした情報媒体の多様化を踏まえ、市民が普段利用している情報媒体や世代間の情報入手手段の違いを考慮した情報発信を行う必要があります。

また、市民意識調査では、スポーツ教室の情報に対するニーズが5割以上と高くなっており、市民のニーズを意識した情報発信も必要です。

### (10) 個人の多様なスポーツニーズへの対応

市民意識調査では、ひとりでスポーツをする人が38.4%と最も多くなっており、ライフスタイルの多様化や、単身世帯や共働き世帯の増加などに伴い、今後も個人でスポーツを行うニーズは高くなると予想されます。そのため、個人の多様なスポーツニーズに応じた取り組みや、自宅や身近な環境で個人でも行うことができるスポーツを支援する必要があります。

### (11) 2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた取り組み

2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催に向けて、イベントなどの開催、スポーツボランティアの人材育成や、障害者スポーツの理解促進・普及啓発などの取り組みを行う必要があります。

また、オリンピック・パラリンピックを通じて培われた多様なスポーツに対する市民の意識向上やスポーツボランティアなどの人材は、「オリンピック・パラリンピック・レガシー（遺産）」として、オリンピック・パラリンピック終了後の本市のスポーツ推進に活かしていく必要があります。





## 第4章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の基本理念

西東京市のスポーツを取り巻く環境や現状・課題を踏まえ、本計画における基本理念を以下のように設定します。

**スポーツ・レジリエンス・シティ・西東京**  
～スポーツをだれもが・いつでも・どこでも・楽しめるまち～

#### レジリエンスとは

レジリエンスは日々の生活や仕事を充実させるため、様々な困難や変化に柔軟に対応できる人や地域の強さを表す新しい概念です。近年では、2011年の女子サッカーW杯で優勝した「なでしこ JAPAN」が「レジリエントなチーム」として世界各国から称賛されました。

#### スポーツとレジリエンスの関係

日常生活で体を動かすことによる健康増進や仲間づくり、部活動やプロスポーツで養われる行動力や自発性・協調性など、スポーツは人の生きる力、すなわちレジリエンスを高める効果が期待できます。

#### **だれもが・いつでも・どこでも・楽しめるスポーツがまちのレジリエンスを高める(基本理念の考え方)**

西東京市では、前計画策定以降、市スポーツ施設の指定管理者制度導入における機能の充実や総合型地域スポーツクラブの定着・推進などによる「市民とともに創る新しいスポーツライフ」に取り組み、スポーツ実施率は着実に向上しています。サッカーや野球、バスケットボールなどの競技性の高い種目や身近な環境でのウォーキングなど、積極的にスポーツを行う人のスポーツ習慣が定着し、また、日常生活の中で、だれもがスポーツに取り組むことができるよう、働き盛り・子育て世代や障害のある方を意識したスポーツ施策を推進し、取り組みの周知や内容の充実を図っています。

また、東日本大震災では、スポーツによる人や地域のつながりがいち早く機能したように、スポーツが持つ多面的な力を見直す必要があります。西東京市は平成13年1月に田無市と保谷市が合併してから10年以上が経過し、その間、「はなバス」の運行による利便性の向上、西東京いこいの森公園の整備、地域情報化の推進、スポーツでは南町スポーツ・文化交流センター「きらっと」の整備など、インフラ整備を進めてきました。今後はそのインフラを基盤としたソフトの側面、市としての一体感を感じられるような地域コミュニティの醸成を行うことも重要であり、スポーツは人と人をつなげる役割を果たすことが期待できます。

そして、本計画の期間に当たる2020年には東京でオリンピック・パラリンピックが開催されます。オリンピック・パラリンピックに向けた市民のスポーツに対する意識の高まりは、スポーツ人材や多様なスポーツへの理解促進・普及啓発など、「オリンピック・パラリンピック・レガシー(遺産)」として引き継がれ、開催期間中だけでなく、その後の西東京市のスポーツ推進を行う上での大きな財産となることが期待されます。

このような背景から、本計画を基に市民のだれもが・いつでも・どこでもスポーツを楽しめる環境づくりを行い、市民それぞれが健康で活動的になり(市民力の向上)、その結果、スポーツをきっかけに地域の様々な人がつながり、地域としての結束力(チーム力)を強め(地域力の向上)、西東京市のレジリエンスを高めることが期待できます。

## 2 計画の基本方針

基本理念に基づき、本計画の基本方針を以下のように設定します。

### (1) スポーツによる市民力の向上【市民が動く】

本計画では、「市民それぞれにとってのスポーツ」（目的・手段を問わない市民それぞれのスポーツに対する思い入れ）を実現するための施策を推進します。生涯を通じてスポーツを楽しみたい人や個人のレベルに応じたスポーツを求める人向けには、「ライフステージに応じたスポーツ活動の推進」（施策体系1）を通じて、よりスポーツを楽しみ、継続するための施策に取り組みます。また、これまでスポーツと接点のなかった人や、日頃スポーツをすることが難しい人向けには、「だれもが取り組める身体活動の推進」（施策体系2）を通じて、動く喜び、楽しさを実感してもらうための施策に取り組みます。

このような施策を通じて、市民のだれもがスポーツに取り組むことによる市民力の向上を目指します。

#### スポーツによる市民力とは…

市民一人一人がスポーツを通じて健康になったり、仕事や子育てに前向きに取り組めたり、自己実現ができることにより養われる市民の自発性や協調性、行動力などのこと。

### (2) スポーツによる地域力の向上【地域が動く】

本計画では、市民生活の中にある（埋もれている）スポーツに光を当てます。社会的営みとしてのスポーツの中には、食事や健康に気を遣ったり、自然散策や登山などの趣味の実現、スポーツクラブにおける仲間づくりなどが含まれ、スポーツは日常生活とのかかわりが非常に大きい文化です。本計画では「生活の中にあるスポーツの実践」（施策体系3）を通じて、日々の生活の中にあるスポーツを見直し、市民の生き活きとした暮らしを実現させ、スポーツによる地域力の向上を目指します。

#### スポーツによる地域力とは…

スポーツで市民一人一人が活動的になり、地域のつながりができたり、食事や健康などスポーツと生活とのつながりを意識することによる、心身ともに健康な市民一人一人のつながりや行動力から生まれる結束力。

### (3) 市民と地域を支えるスポーツ環境の向上【まちが動く】

本計画では、スポーツによる市民力・地域力の向上を支えるためのスポーツ環境の向上を目指します。体を動かす楽しさ、喜びを実現するため、場所、人材、クラブ、情報などの「市民それぞれのスポーツ実践を支える環境づくり」（施策体系4）を推進します。

上記の基本方針に基づく施策を推進し、市民力と地域力、すなわち西東京市のレジリエンスを高め、スポーツ・レジリエンス・シティ・西東京を実現します。

### 3 計画の基本目標

本計画の基本理念・基本方針に基づき、市民、地域のふたつの視点から、本計画の基本目標を以下のように設定します。数値化が可能なものについては、数値目標を設定し、定量的な評価<sup>※8</sup>を行います。また、数値で表せない目標については、定性的な評価<sup>※9</sup>を実施し、見直しを行います。

基本目標は、市民、地域、行政の一人一人に周知し、目標の達成を目指します。また、数値目標については、社会情勢の変化などにより適宜見直すこととします。

#### 【基本目標】

(1) 市民のスポーツライフの充実  
(スポーツによる市民力の向上)

(2) スポーツを通じた地域の活性化  
(スポーツによる地域力の向上)

#### 【目標を達成するための指標】

①市民のスポーツ実施率(週1回以上)の向上  
(週1回以上スポーツを実施する人の割合)

②市民のスポーツ非実施率の低減  
(スポーツをほとんどやらない人の割合)

③市民のスポーツ活動頻度に関する満足度の向上

④自分が健康であると感じる市民の増加

⑤市民のスポーツクラブ・団体への加入率

⑥総合型地域スポーツクラブの認知度向上  
(総合型地域スポーツクラブを知っている・聞いたことがある人の割合)

⑦(定性的評価):  
スポーツによる市民の地域活動の活性化

#### 【目標値】

指 標	現状値 (平成 24 年実績)	目標値 (平成 35 年)
①市民のスポーツ実施率(週1回以上)の向上 (週1回以上スポーツを実施する人の割合)	53.2%	70.0%
②市民のスポーツ非実施率の低減 (スポーツをほとんどやらない人の割合)	20.3%	15.0%
③市民のスポーツ活動頻度に関する満足度の向上	34.4%	50.0%
④自分が健康であると感じる市民の増加	82.6%	85.0%
⑤市民のスポーツクラブ・団体への加入率	20.0%	30.0%
⑥総合型地域スポーツクラブの認知度向上 (総合型地域スポーツクラブを知っている・聞いたことがある人の割合)	18.0%	30.0%
⑦(定性的評価): スポーツによる市民の地域活動の活性化	—	—

<sup>8</sup> 「定量的な評価」 実績や現状の達成状況を示す数値によって評価する手法

<sup>9</sup> 「定性的な評価」 数値を用いず、実績や現状の達成状況を示す文章によって評価する手法

## ＜計画の基本的な考え方＞

基本理念

**スポーツ・レジリエンス・シティ・西東京**  
～スポーツをだれもが・いつでも・どこでも・楽しめるまち～

基本方針

スポーツによる  
市民力の向上

スポーツによる  
地域力の向上

市民と地域を  
支えるスポーツ  
環境の向上

基本目標

市民のスポーツライフの充実（スポーツによる市民力の向上）

スポーツを通じた地域の活性化（スポーツによる地域力の向上）

施策体系

1  
ライフステージに  
応じたスポーツ  
活動の推進

2  
だれもが  
取り組める  
身体活動の推進

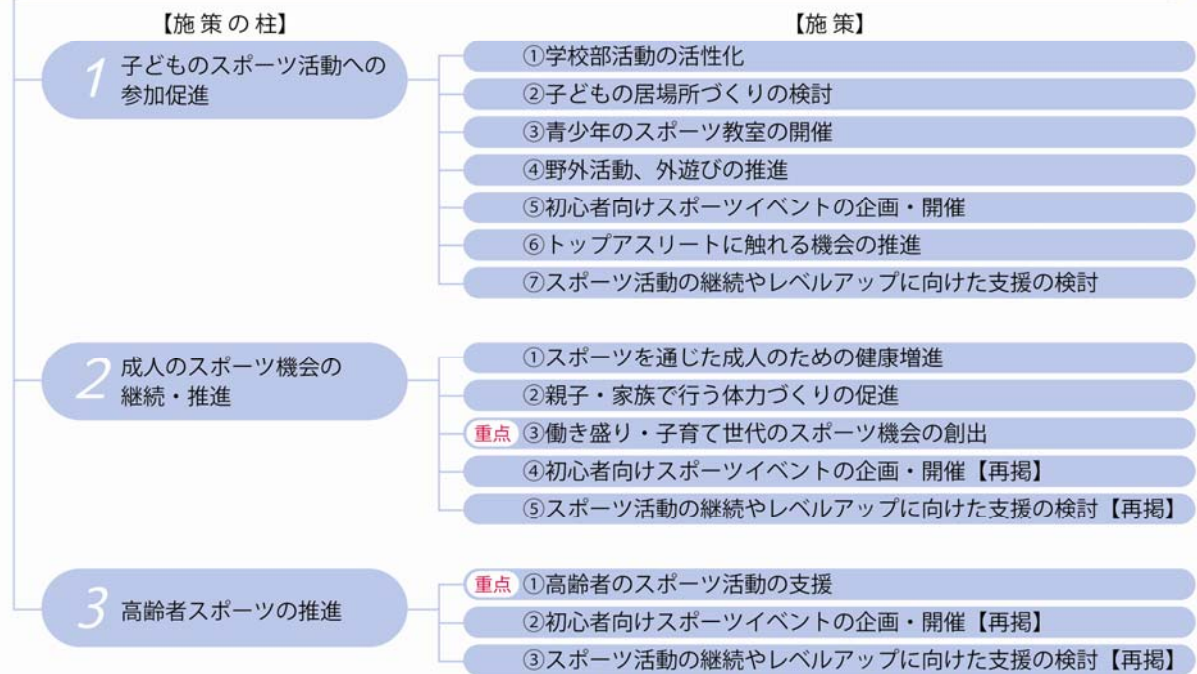
3  
生活の中にある  
スポーツの実践

4  
市民それぞれの  
スポーツ実践を  
支える環境づくり





## 1. ライフステージに応じたスポーツ活動の推進



### 1 ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

子ども、若者、成人（働き盛り・子育て期）、高齢者など、ライフステージの違いによって、スポーツをする上での課題やスポーツに期待すること（健康・息抜き・競技力向上など）は様々です。本計画ではそれぞれのライフステージに応じたスポーツ活動を推進することで、市民が生涯を通してスポーツを楽しむための環境づくりに取り組みます。

#### （1）子どものスポーツ活動への参加促進

子どもの時期にスポーツに触れ、好きになることは、大人になってからもスポーツを継続することにつながり、生涯を通じたスポーツ習慣を身につける上で非常に重要です。また、スポーツは子どものコミュニケーション能力や協調性を育むものでもあり、青少年健全育成にも重要な役割を果たすと考えられます。そのため、子どもが学校や地域の中でスポーツに触れる機会を充実させます。また、積極的にスポーツに取り組む子どもたちのために、トップアスリートに触れる機会を創出し、子どものスポーツに対する意欲に応じた施策を充実させます。

## 【施策】

### ①学校部活動の活性化

子どもたちの多様なスポーツ活動に応じた市内の学校部活動の充実を図るため、体育協会などとの連携による外部指導者導入の充実や近隣地区における部活動の合同実施を検討します。

### ②子どもの居場所づくりの検討

公共施設や公園、広場などに、子どものためのスポーツ指導者の派遣やスポーツに関連するプログラムの提供などを体系的に行うことにより、子どもがスポーツを楽しめる場を増やすことを検討します。

### ③青少年のスポーツ教室の開催

青少年のスポーツ機会の向上を図るため、少年野球教室、FC 東京コーチングスタッフによる少年サッカー教室などを開催します。

### ④野外活動、外遊びの推進

子どもがのびのびと体を動かす楽しさ、喜びを実感するため、小学生から高校生まで幅広い年代を対象とした児童館キャンプや、親子で参加できるウォーキング・ハイキングイベントを実施します。

### ⑤初心者向けスポーツイベントの企画・開催

だれもが気軽にスポーツを楽しめるために、親しみやすい初心者向けスポーツイベント、ニュースポーツイベントの企画・開催を行うと同時に、西東京市スポーツデーの設定などを検討します。

### ⑥トップアスリートに触れる機会の推進

トップアスリートの経験談を聞く機会やトップアスリートとの触れ合いの機会を推進するため、さまざまな種目のアスリートを招いたシンポジウムや講話・スポーツ教室の企画・開催などを検討します。

### ⑦スポーツ活動の継続やレベルアップに向けた支援の検討

スポーツへの意欲が高く、技術力・競技力の向上を目指す子どものため、市内及び周辺地域の指導者やクラブの情報提供などを行うなど、スポーツ活動の継続やレベルアップに向けた支援を検討します。

## (2) 成人のスポーツ機会の継続・推進

成人のスポーツ機会の創出は、生涯に渡ってスポーツを行う上で非常に重要であり、また健康増進や日頃のストレス解消、地域とのつながりをつくる機会にもなります。そのため、仕事や育児でスポーツから遠ざかってしまうことの多い働き盛り・子育て世代のスポーツ機会の創出や親子・家族で行うことのできるスポーツ施策の充実に取り組みます。また、積極的にスポーツを行いたい人に向けては、スポーツ活動の継続及びレベルアップに向けた支援の検討を行います。

### 【施策】

#### ① スポーツを通じた成人のための健康増進

成人向けのスポーツを通じた健康増進を図るため、運動健康教室や運動健康相談サービス、運動体力テストなどの企画・開催を推進します。

#### ② 親子・家族で行う体力づくりの促進

親子・家族で行う体力づくりを促進するため、ファミリースポーツデーの設定、親子・家族でできる基礎体力づくりのための教室開催、子育て中の親と乳幼児向け運動などのスポーツプログラムの提供を促進します。

#### ③ 働き盛り・子育て世代のスポーツ機会の創出 (重点)

スポーツをする時間を確保することが難しい、働き盛り・子育て世代のスポーツ機会の創出するため、夜間・休日のスポーツ教室の充実や、公共スポーツ施設への保育機能の提供を検討します。



【子育て世代のスポーツ】

#### ④ 初心者向けスポーツイベントの企画・開催【再掲】

だれもが気軽にスポーツを楽しめるために、親しみやすい初心者向けスポーツイベント、ニュースポーツイベントの企画・開催を行うと同時に、西東京市スポーツデーの設定などを検討します。

#### ⑤ スポーツ活動の継続やレベルアップに向けた支援の検討【再掲】

スポーツへの意欲が高く、技術力・競技力の向上を目指す成人のため、市内及び周辺地域の指導者やクラブの情報提供などを行うなど、スポーツ活動の継続やレベルアップに向けた支援を検討します。

### (3) 高齢者スポーツの推進

高齢者はスポーツへの意欲やスポーツ実施率が他の世代に比べて高く、高齢社会が進展する中で、高齢者スポーツの推進は健康増進や生きがいづくり、地域社会でのつながりなどに果たす役割が期待されています。具体的には、地域で行われている高齢者スポーツ活動の支援やさらなる充実、スポーツへの意欲の高い高齢者向けのスポーツ施策などを検討します。

#### 【施策】

#### ① 高齢者のスポーツ活動の支援（重点）

市民の中でもスポーツ意欲が高い高齢者のスポーツ機会を充実させるため、高齢者クラブの活動支援や、高齢者がメインのスポーツ大会、シニアスポーツなどの充実を検討します。



【高齢者のスポーツ活動】

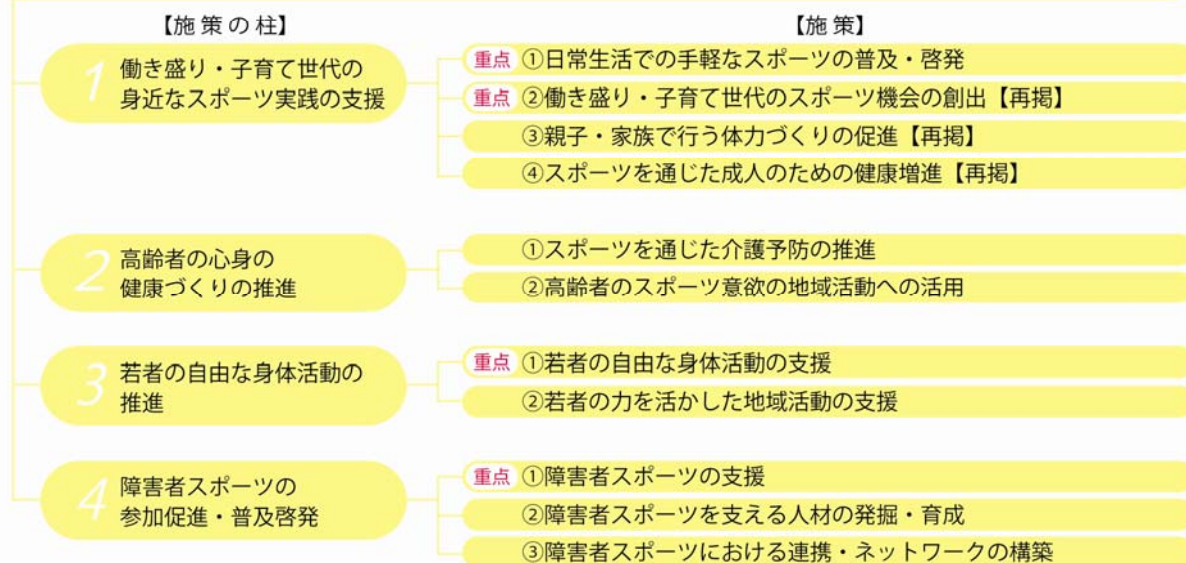
#### ② 初心者向けスポーツイベントの企画・開催【再掲】

だれもが気軽にスポーツを楽しめるために、親しみやすい初心者向けスポーツイベント、ニュースポーツイベントの企画・開催を行うと同時に、西東京市スポーツデーの設定などを検討します。

#### ③ スポーツ活動の継続やレベルアップに向けた支援の検討【再掲】

スポーツへの意欲が高く、技術力・競技力の向上を目指す高齢者のため、市内及び周辺地域の指導者やクラブの情報提供などを行うなど、スポーツ活動の継続やレベルアップに向けた支援を検討します。

## 2. だれもが取り組める身体活動の推進



## 2 だれもが取り組める身体活動の推進

市民のだれもがスポーツに取り組むためには、スポーツといえば競技性のある種目や身近な環境でのウォーキングをイメージしてしまうような「スポーツのハードル」を下げる必要があります。具体的には、平日にスポーツ施設などに行くことが難しい・スポーツに割く時間が取れない人を意識した日常生活での手軽なスポーツの普及・啓発や高齢者の介護予防としての身体活動、若者の自由な身体活動の支援、障害者スポーツの参加促進・普及啓発など、だれもが日常生活の中で体を動かすためのスポーツ施策を推進します。

### (1) 働き盛り・子育て世代の身近なスポーツ実践の支援

働き盛り・子育て世代がスポーツを習慣的に行うには、スポーツ施設などのスポーツ環境を充実させるだけでは難しく、日頃の生活で体を動かすことを市民の意識として定着させる必要があります。したがって、働き盛り・子育て世代のスポーツ機会の創出はもちろん、日常生活での手軽なスポーツの普及・啓発にも取り組んでいきます。

#### 【施策】

#### ①日常生活での手軽なスポーツの普及・啓発（重点）

スポーツをする時間を確保することが難しい、働き盛り・子育て世代が日常生活の中で体を動かす習慣を養うため、階段の昇り降りや自宅から駅までの徒歩での通勤、自宅で取り組める運動など、日常生活での手軽なスポーツに関する冊子の作成や情報提供などを検討します。

## ②働き盛り・子育て世代のスポーツ機会の創出【再掲】（重点）

スポーツをする時間を確保することが難しい、働き盛り・子育て世代のスポーツ機会を創出するため、夜間・休日のスポーツ教室の充実や、公共スポーツ施設への保育機能の提供を検討します。

## ③親子・家族で行う体力づくりの促進【再掲】

親子・家族で行う体力づくりを促進するため、ファミリースポーツデーの設定、親子・家族でできる基礎体力づくりのための教室開催、子育て中の親と乳幼児向け運動などのスポーツプログラムの提供を促進します。

## ④スポーツを通じた成人のための健康増進【再掲】

成人向けのスポーツを通じた健康増進を図るため、運動健康教室や運動健康相談サービス、運動体力テストなどの企画・開催を推進します。

## （2）高齢者の心身の健康づくりの推進

高齢者にとってのスポーツは、健康増進や介護予防、生きがいづくりや地域とのつながりなど心身の健康づくりにとって非常に大きな役割を果たすものです。本計画では、スポーツを通じた介護予防の推進、高齢者のスポーツ意欲の地域活動への活用（スポーツイベントや地域での仲間づくり、高齢者同士の声掛けなど）を検討します。

### 【施策】

#### ①スポーツを通じた介護予防の推進

高齢者向けのスポーツを通じた介護予防を推進するため、高齢者向け運動・体操プログラムの提供、高齢者向け体力テストを実施します。

#### ②高齢者のスポーツ意欲の地域活動への活用

高齢者のスポーツに対する意欲の高さを、地域での生きがいづくりや仲間づくりに活用するため、高齢者のスポーツボランティアへの積極的な活用や高齢者が中心となったスポーツを通じた地域活動に対する支援を検討します。

## （3）若者の自由な身体活動の推進

高校生及び大学生から20代の若者においては、学校体育を離れても、ダンス、スケートボード、フットサル、音楽フェスティバルなど、若者同士が自由に体を動かしている光景が見られます。仲間と自由に体を動かす活動は、体力面だけではなく、社会性を身につけることにもつながるため、本計画では、若者の自由な身体活動を推進します。

**【施策】****①若者の自由な身体活動の支援（重点）**

若者の自由な身体活動を支援し、心身の健全育成や自己実現の機会を提供するため、児童館の夜間開館、ストリートダンスなど、若者の身体活動を行う場やその成果を発表する機会の創出を検討します。

**【若者の自由な身体活動】****②若者の力を活かした地域活動の支援**

地域社会への若者の参加を促し、コミュニティの活性化を図るため、若者のスポーツや身体活動を通じた地域活動に対する支援を検討します。

**（４）障害者スポーツの参加促進・普及啓発**

2020年には東京オリンピック・パラリンピックが開催されることとなり、本市においても、障害者スポーツに対する関心を高め、参加促進・普及啓発を図る大きなきっかけとなると考えられます。そのような背景も念頭に置き、本計画では、障害のある人が、スポーツに関心を持ち、参加する機会を積極的に創出し、障害者スポーツの裾野を広げます。具体的には、障害者スポーツ支援の普及啓発による参加者の拡大はもちろん、障害者スポーツを支える人材の発掘・育成、連携・ネットワークの構築により、障害のある人がスポーツに触れる機会を増やし、日常的にスポーツを実施できるような環境づくりを行います。

**【施策】****①障害者スポーツの支援（重点）**

障害者のスポーツ機会の充実を図るため、公共スポーツ施設や総合型地域スポーツクラブにおける障害者スポーツの取り組みを推進します。

**【障害者スポーツ】****②障害者スポーツを支える人材の発掘・育成**

障害者がスポーツを行うきっかけづくりや継続した取り組みを支えるため、障害者スポーツの指導者や施設までの送迎、事業の運営を支援するボランティアスタッフなど、障害者スポーツを支える人材の発掘・育成を検討します。

**③障害者スポーツにおける連携・ネットワークの構築**

障害者の定期的・継続的なスポーツ機会を創出するため、東京都多摩障害者スポーツセンターや多摩北部広域行政圏協議会などと連携して、障害者スポーツの指導者やボランティアの市内スポーツ施設への派遣や新規プログラムの開催、指導者同士の交流の機会の創出を検討します。

### 3. 生活の中にあるスポーツの実践



### 3 生活の中にあるスポーツの実践

スポーツに日頃あまり関心がない人達に、スポーツを身近なものとして感じてもらうには、日常生活の中にある体を動かす要素や、スポーツが生活にもたらす効果を認識し、目に見える形で示すことが大切です。具体的には、スポーツによる地域とのつながりの創出、体を動かすことによる生き活きとした暮らしの実現、多様なスポーツニーズの実現により、生活の中にあるスポーツの実践に取り組んでいきます。

#### (1) 地域・人とのつながりの創出

スポーツはその活動を通して、感動を共有したり、お互いを助けあい、認め合い、刺激し合うことで、家族や友人、仲間、そして地域のつながりを創出していくきっかけとなります。具体的にはスポーツ団体・クラブの活性化や市民参加プログラム、大会、イベントによる市民の一体感の醸成、また高齢者・若者の身体活動を通じた地域や人とのつながりの創出を目指します。

#### 【施策】

##### ①既存スポーツ団体・クラブの活性化

既に活動を展開してきた地域のスポーツ団体・クラブの一層の活性化を図るため、体育協会などとの連携を図り、活動場所の確保や会員確保の支援、総合型地域スポーツクラブとの連携を促進します。



## ②市民全員参加型プログラムの推進

西東京市しゃきしゃき体操やスポーツフェスティバルなど、年齢や性別、体力レベルに関係なく、市民全員が参加できるプログラムを推進します。

## ③スポーツ大会・イベントの開催

西東京市総合体育大会や市民スポーツまつりなど既存の市民スポーツ大会やイベントの充実を図ります。

また、広域的なマラソン大会などの開催を検討します。

## ④2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けたイベントの開催

2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックに向けた気運醸成のためのイベントや教室の開催、普及啓発活動を推進していきます。

## ⑤高齢者のスポーツ意欲の地域活動への活用【再掲】

高齢者のスポーツに対する意欲の高さを、地域での生きがいづくりや仲間づくりに活用するため、高齢者のスポーツボランティアへの積極的な活用や高齢者が中心となったスポーツを通じた地域活動に対する支援を検討します。

## ⑥若者の力を活かした地域活動の支援【再掲】

地域社会への若者の参加を促し、コミュニティの活性化を図るため、若者のスポーツや身体活動を通じた地域活動に対する支援を検討します。

## (2) 生き生きとした暮らしの実現

日常生活においては、屋外（アウトドア）での活動や日頃の生活に動きを取り入れるだけで、気持ちが前向きになり、心身がリフレッシュされ、日々の暮らしが充実します。本計画では、日々の身体活動や身近なアウトドア活動の推進を通して、スポーツによる生き生きとした暮らしの実現を目指します。

### 【施策】

#### ①目的別健康プログラムの開発の検討

肥満予防、ダイエット、転倒予防など、個人の目的やニーズに応じた健康プログラムの開発の検討および普及を促進します。

## ②アウトドア活動の推進

自然とふれあい心身の健康増進や地域の仲間づくりを推進するため、市内外の名所などを散策するツアーを実施します。



【アウトドア活動】

## ③日常生活での手軽なスポーツの普及・啓発【再掲】（重点）

スポーツをする時間を確保することが難しい、働き盛り・子育て世代が日常生活の中で体を動かす習慣を養うため、階段の昇り降りや自宅から駅までの徒歩での通勤、自宅で取り組める運動など、日常生活での手軽なスポーツに関する冊子の作成や情報提供などを検討します。

### (3) 多様なスポーツニーズの実現

スポーツには、観戦する「みるスポーツ」としての側面や、自然や名所の散策などの趣味を実現する手段としての側面など、様々な機能があります。本計画では季節に応じた多様なスポーツ機会の提供、スポーツ観戦情報の提供・観戦ツアーの推進、スポーツに関する相談窓口の機能を充実させ、多様なスポーツニーズの実現を目指します。

#### 【施策】

#### ①季節に応じた多様なスポーツ機会の提供

季節に応じてさまざまなスポーツが楽しめる複数種目型クラブを支援します。また、季節ごとのスポーツプログラムの開発の検討を行います。さらに、スキーなどのシーズンスポーツ体験会を開催します。

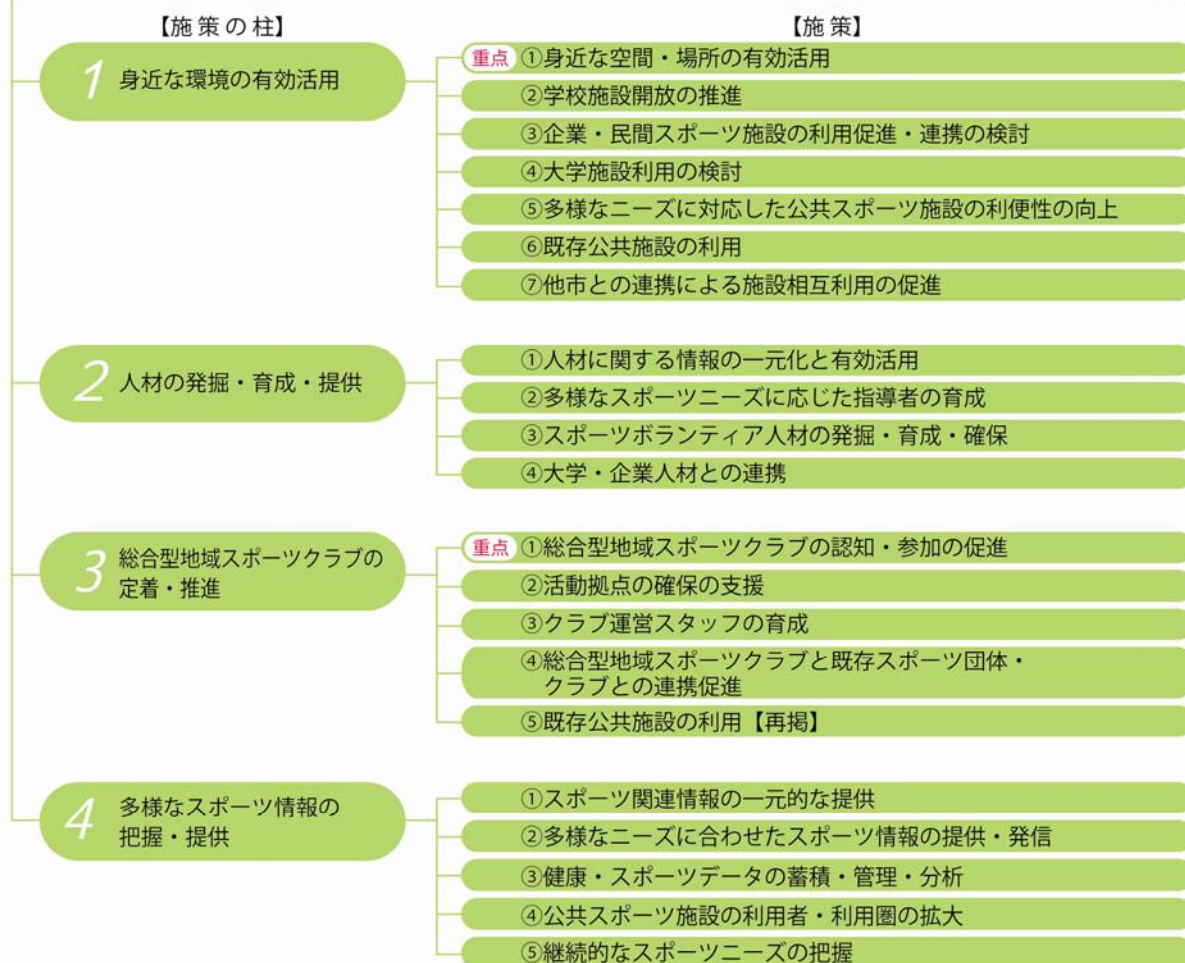
#### ②スポーツ観戦情報の提供・観戦ツアーの推進

トップアスリートが参加する競技会だけではなく、市内で開催されるスポーツ大会や市内の学校、スポーツクラブなどが出場する大会の情報提供を推進します。また、トップアスリートのパフォーマンスを実感したり、楽しんだりするために、市内外でのプロスポーツ観戦ツアーの企画を検討します。また、各スポーツの観戦の楽しみ方のアドバイスの提供なども検討していきます。

#### ③スポーツに関する相談窓口機能の充実

スポーツ、健康、介護予防などのスポーツ活動やスポーツを通じた健康づくりに関する市民のさまざまな相談に対応するため、相談窓口機能の充実や各担当課の連携強化を促進します。

## 4. 市民それぞれのスポーツ実践を支える環境づくり



## 4 市民それぞれのスポーツ実践を支える環境づくり

市民それぞれにとっての体を動かす喜び、楽しさ（＝スポーツ）を実現するには、場所だけではなく、人材やスポーツクラブ、情報を含めたスポーツ環境の充実が必要です。具体的には身近な環境の有効活用、人材の発掘・育成・提供、総合型地域スポーツクラブの定着・推進、多様なスポーツ情報の把握・提供により、スポーツという言葉に捉われず、市民のだれもが地域の中でアクティブに活動できるような環境づくりを目指します。

### (1) 身近な環境の有効活用

市民のだれもが日常の暮らしの中でスポーツを行うためには、身近な環境の有効活用という視点が重要です。具体的には、身近な空間・場所の有効活用や、学校、企業・民間スポーツ施設、大学施設、既存公共施設など、市内のスポーツ環境を改めて見直し、有効活用することで、市民がそれぞれの地域でスポーツに取り組める環境づくりが必要です。

#### 【施策】

#### ① 身近な空間・場所の有効活用（重点）

既存の道路に距離を表示したり、安全性を配慮したウォーキングコースの設定やマップの作成を検討します。また、公共施設の空いたスペースを利用し、スポーツ活動の場として活用することを検討します。

#### ② 学校施設開放の推進

地域住民の自主的なスポーツ活動を推進するため、学校施設の開放をより促進できるように努めます。

#### ③ 企業・民間スポーツ施設の利用促進・連携の検討

企業が保有するスポーツ施設を市民が利用できるように調整を行い、民間のフィットネスクラブやスポーツクラブの施設を利用して、スポーツ教室などを開催することで、市民のスポーツ参加の促進を図ります。

#### ④ 大学施設利用の検討

高機能な運動施設を有している市内の大学との連携を図り、効果的な施設利用の可能性について検討します。

#### ⑤ 多様なニーズに対応した公共スポーツ施設の利便性の向上

市民の多様なニーズに応じて、バリアフリー、付帯設備、案内や表示などのユニバーサルデザイン化などのハード面の整備・充実を図ります。また、より使いやすい予約システムの整備の検討、利用時間帯の拡大の検討、スタッフのホスピタリティの向上など、ソフト面の充実も図ります。

## ⑥既存公共施設の利用

ダンスやヨガなどを含む、狭いスペースでも実施可能な、様々なスポーツ教室を展開することを目的として、スポーツ施設以外の公共施設の利用を推進します。

## ⑦他市との連携による施設相互利用の促進

近隣の小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市の公共スポーツ施設の相互利用を促進するために、多摩北部都市広域行政圏協議会との連携を図ります。

## (2) 人材の発掘・育成・提供

市のスポーツ環境を充実させるためには、施設などのハード面だけではなく、市民の多様なスポーツ活動の実践を支える人材の発掘・育成・提供が必要です。具体的には人材に関する情報の一元化と有効活用、多様なスポーツニーズに応じた指導者の育成、スポーツボランティア人材の発掘・育成・確保、大学・企業人材との連携など、人材の発掘・育成はもちろん、人材の情報を集約・共有化し、市民に提供するための仕組みづくりを検討します。

### 【施策】

#### ①人材に関する情報の一元化と有効活用

スポーツの技術を磨きたい人や、自らの能力を活かして指導を行いたい人など、スポーツにおける人材のニーズとシーズをマッチングさせるため、人材に関する情報をデータベースとしてまとめ、だれもが活用できるような仕組みの開発を検討します。

#### ②多様なスポーツニーズに応じた指導者の育成

競技スポーツ、生涯スポーツ、障害者スポーツなど、市民の多様なスポーツニーズに応じた指導者の育成を推進します。

競技スポーツ指導者に関しては、トップアスリートまたは競技力向上を目指す市民を育てるために、競技別のスポーツ指導者交流会への派遣および開催、トップスポーツ指導者養成研修会の開催、指導者交流会の開催などの実施を検討します。



【スポーツ指導者の育成】

生涯スポーツ指導者に関しては、だれもが気軽にスポーツを楽しめる生涯スポーツの推進のために、ライフステージや競技レベルに応じた指導者育成研修会や、ニュースポーツ・軽運動などの指導者育成研修会への派遣や開催を促進します。

障害者スポーツに関しては、障害のある方が、スポーツに関心を持ち、参加する機会を積極的に創出するため、障害者スポーツに関する指導者育成研修会への派遣や指導者同士の交流の機会の創出を促進します。

### ③スポーツボランティア人材の発掘・育成・確保

各種スポーツ大会や教室、イベント時のスタッフや審判などのスポーツボランティア人材の発掘・育成・確保を行うため、各種講演会などへの派遣および開催を推進します。スポーツボランティア人材は、2020年東京オリンピック・パラリンピックにおいても活躍することが期待されます。

### ④大学・企業人材との連携

市内のスポーツ指導者の指導力向上を目的とした環境整備を図るため、市内大学、企業、民間のスポーツクラブとの連携による指導者派遣制度の導入の検討などを行います。

## (3) 総合型地域スポーツクラブの定着・推進

市内には、にしはらスポーツクラブ（平成17年設立）とココスポ東伏見（平成23年設立）のふたつの総合型地域スポーツクラブがあり、多世代・多種目・多志向という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されています。今後も、生涯にわたって継続的にスポーツを行い、世代を超えて交流できる場としての役割を一層推進するため、クラブの認知・参加の促進、活動拠点の確保の支援、クラブ運営スタッフの育成、既存スポーツ団体・クラブとの連携促進、学校施設など、既存公共施設の有効活用により、総合型地域スポーツクラブの定着・推進を行います。

### 【施策】

#### ①総合型地域スポーツクラブの認知・参加の促進（重点）

総合型地域スポーツクラブの地域社会での認知・参加拡大を促進するため、市報やホームページでの情報提供や個人利用、無料体験イベントの機会などの充実を図ります。

#### ②活動拠点の確保の支援

総合型地域スポーツクラブが活動を展開していくために必要な拠点であるクラブハウスや運動スペースを確保するため、公共スポーツ施設や学校施設利用の検討などを行います。

#### ③クラブ運営スタッフの育成

クラブマネージャー養成講座及びクラブコーディネーター研修会への派遣など、総合型地域スポーツクラブの運営にかかわるスタッフの育成を図ります。

#### ④総合型地域スポーツクラブと既存スポーツ団体・クラブとの連携促進

総合型地域スポーツクラブと既存のスポーツ団体・クラブとの合同練習会、合同イベントなどの開催支援や指導者交流会の促進、地域内でのリーグ戦の開催の検討などを進めていきます。

## ⑤既存公共施設の利用【再掲】

総合型地域スポーツクラブの活動内容の充実に合わせて活動場所の確保を図るため、学校施設など、既存公共施設の利用を促進します。

## (4) 多様なスポーツ情報の把握・提供

市民がスポーツに興味を持ち、始めるきっかけや、さらなる技術の向上、スポーツによる健康増進などに対する効果の把握、スポーツを共に行う仲間との出会いのきっかけを創出するため、多様なスポーツ情報の把握・提供を行います。具体的にはスポーツ関連情報の一元的な提供、公共スポーツ施設の利用者ニーズの把握、健康・スポーツデータの蓄積・管理・分析などにより、多様なスポーツニーズを的確に把握し、必要な情報をその媒体などを工夫しながら、市民それぞれの元へ届くような情報提供を目指します。

### 【施策】

#### ①スポーツ関連情報の一元的な提供

分散しているスポーツ関連情報の一元的な提供を推進します。

#### ②多様なニーズに合わせたスポーツ情報の提供・発信

市のホームページのスポーツに関する情報を充実させるとともに、市民個々のニーズに応じたさまざまなスポーツ情報の提供を検討します。また、スポーツにあまり関心がない人に向けても、積極的に情報を発信するよう努めます。

#### ③健康・スポーツデータの蓄積・管理・分析

スポーツをするきっかけとして、あるいは継続を動機づけるために、さまざまな健康スポーツデータを測定し、それを蓄積・管理するデータベースの構築を検討します。また、大学との連携による、データ分析や市民へのフィードバックの仕組みを検討します。

#### ④公共スポーツ施設の利用者・利用圏の拡大

さまざまな情報媒体を通じて、市内の公共スポーツ施設の情報を、全市的に発信するとともに、魅力的な事業を提供することによって、利用者・利用圏の拡大を図ります。

#### ⑤継続的なスポーツニーズの把握

継続的に市民のスポーツニーズを把握するために、市民意識調査の実施や Web アンケートシステムの利用などを検討します。







## 第6章 計画推進のための方策

### 1 各主体の役割

計画の推進に向けて、市民、スポーツクラブ・団体、民間事業者、地域活動団体などが、協力・連携を行い、それぞれが主体的にスポーツ推進に取り組むことで、スポーツによる市民力及び地域力の向上を目指します。そのためには、各主体に以下のような役割が期待されます。

#### (1) 市民

それぞれのライフステージやライフスタイルに応じて、スポーツを楽しみ、日々の暮らしを充実させることが期待されます。また、スポーツを通じた人や地域とのつながりを大事にし、スポーツを通じた地域活性化に貢献することが期待されます。

#### (2) スポーツクラブ・団体

市や地域活動団体、民間事業者などと連携しながら、市民のスポーツ参加機会の拡充、市民の多様なスポーツニーズへの対応、スポーツの楽しさ、魅力の発信を行うことが期待されます。

#### (3) 民間事業者

公共スポーツ施設の指定管理者として、専門性を活かした市民の多様なスポーツニーズへの対応や、市と連携した市民のスポーツニーズや実態の把握を行うことが期待されます。

#### (4) 地域活動団体

市民に身近な存在として、活動の中にスポーツを積極的に取り入れることによる団体内や地域の交流の促進、地域におけるスポーツ指導者・ボランティア人材の発掘などが期待されます。

#### (5) 市

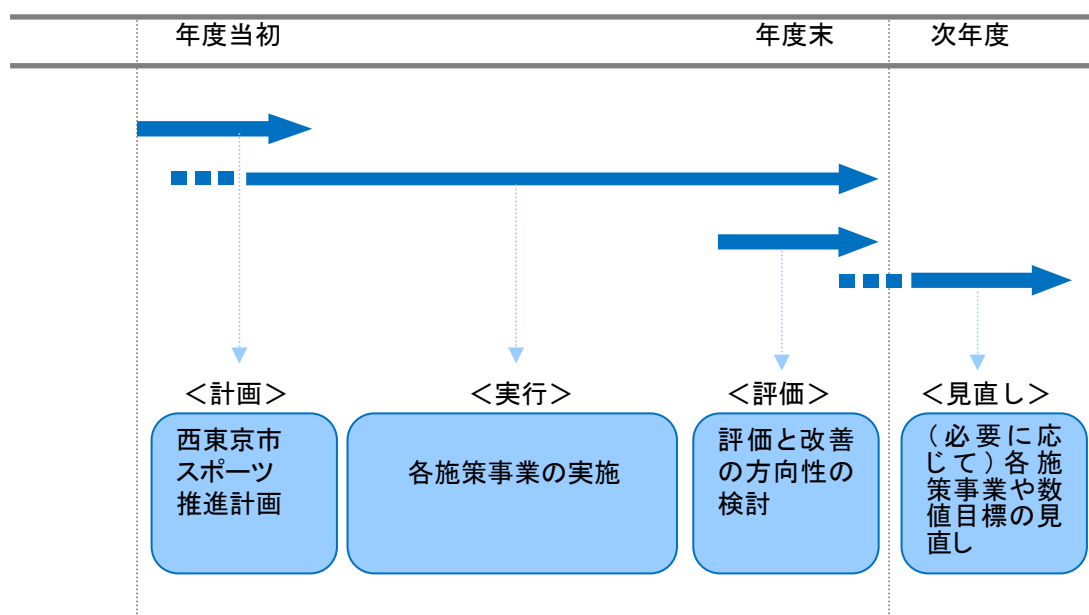
市民それぞれにとっての楽しいスポーツを実現できるスポーツ環境づくりに努めることが期待されます。また、市民や地域社会の中にあるスポーツという意識を持ち、スポーツに関連する庁内各課と連携した市民の生き生きとした暮らしの実現を目指した取り組みが期待されます。

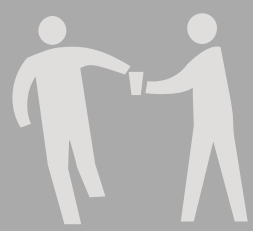
## 2 計画の評価・管理体制

本計画では、計画（PLAN）、実行（DO）、評価（CHECK）、見直し（ACTION）のPDCAサイクルで計画を推進し、計画の目標を達成するために、実行に対する適切な評価とそれに伴う見直しを行っていきます。具体的には計画に計上した各施策事業及び数値目標などについて、時代情勢やスポーツを取り巻く環境なども考慮しながら、必要に応じて数値及び計画の見直しを行います。その際は、スポーツ推進審議会および庁内における関係部署が、定期的な進行管理と実施状況の評価、見直しの役割を担います。

また、スポーツ推進は幅広い行政分野にまたがるため、庁内においても、複数部署間での情報共有を促進していきます。

図表 6-1 計画推進サイクルのイメージ





# 資料編

## 1 スポーツ推進計画策定の経緯

本計画は、スポーツ推進審議会、スポーツ推進計画策定懇談会のふたつの組織において議論を行い、策定作業を進めました。また、平成25年12月～平成26年1月のパブリックコメントを通じて得た市民の皆さまからのご意見・ご提案を反映しています。以下は、計画策定における経緯の概要です。

図表（資料編）1-1 計画策定の経緯

	西東京市スポーツ推進審議会	西東京市スポーツ推進計画策定懇談会	市民
平成25年 4月	第1回(4/10) 市民意識調査結果		
5月		第1回(5/29) 市民意識調査結果 策定スケジュール	
6月	第2回(6/12) 策定スケジュール		
7月		第2回(7/17) 西東京市のスポーツの現状 と課題	
8月	第3回(8/21) 西東京市のスポーツの現状 と課題		
9月		第3回(9/18) スポーツ推進計画の基本理 念・基本方針	
10月	第4回(10/9) スポーツ推進計画の基本理 念・基本方針		
11月		第4回(11/6) スポーツ推進計画(素案)	
12月	第5回(12/11) スポーツ推進計画(素案)		市民説明会開催 (オープンハウス方式) 12/5,9
平成26年 1月	第6回(1/22) パブリックコメントの結果	第5回(1/15) パブリックコメントの結果	パブリックコメント 12/6～1/6
2月	第7回(2/19) スポーツ推進計画(案) (諮問、答申)〈計画案決定〉	第6回(2/5) スポーツ推進計画(案) 〈計画案報告〉	

## 2 スポーツ推進計画策定の体制

### (1) 西東京市スポーツ推進審議会

#### ■委員名簿

#### 西東京市スポーツ推進審議会委員

任期 平成 23 年 7 月 1 日～平成 25 年 6 月 30 日

区分	推薦団体	氏名
社会体育の関係者	にしはらスポーツクラブ	○内田 勇
	体育協会	飯塚 實
	地域団体	姉松 かつ代
	公募市民	村上 博美
学校体育の関係者	都立高等学校	池上 信幸
	小学校長会	種村 明頼
	中学校長会	林 祐司
スポーツに関する 学識経験者	専門的知識を有する者	岡田 純一
	専門的知識を有する者	◎北岡 和彦
	医師会	指田 純

任期 平成 25 年 7 月 1 日～平成 27 年 6 月 30 日

区分	推薦団体	氏名
社会体育の関係者	にしはらスポーツクラブ	○内田 勇
	体育協会	飯塚 實
	地域団体	姉松 かつ代
	公募市民	村上 博美
学校体育の関係者	都立高等学校	池上 信幸
	小学校長会	種村 明頼
	中学校長会	林 祐司
スポーツに関する 学識経験者	専門的知識を有する者	岡田 純一
	専門的知識を有する者	◎北岡 和彦
	医師会	廣川 豊

※◎印は会長、○印は職務代理を示します。

## ○西東京市スポーツ推進審議会条例

平成 13 年 6 月 29 日  
条例第 202 号

注 平成 21 年 12 月から沿革を付した。

改正 平成 19 年 6 月 25 日条例第 50 号 平成 21 年 12 月 24 日条例第 49 号  
平成 23 年 9 月 22 日条例第 23 号

(設置)

第 1 条 西東京市におけるスポーツの推進を図るため、スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号。以下「法」という。）第 31 条の規定により、西東京市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、法第 35 条に規定するもののほか、市長の諮問に応じ、スポーツの推進に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項について市長に建議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、10 人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 社会体育の関係者
- (2) 学校体育の関係者
- (3) 前 2 号に掲げる者以外のスポーツに関する学識経験者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長)

第 5 条 審議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、委員の半数以上が出席しなければ審議会を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会に、特定の事項を調査及び検討させるために、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会長は会長が指名する委員をもって充てる。
- 4 部会長は、部務を掌理し、部会の経過及び結果を審議会に報告する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、生活文化スポーツ部スポーツ振興課において処理する。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成13年7月1日から施行する。

附 則(平成14年3月29日条例第14号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成19年6月25日条例第50号)

この条例は、平成19年7月1日から施行する。

附 則(平成21年12月24日条例第49号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年9月22日条例第23号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の西東京市スポーツ振興審議会条例(以下「旧条例」という。)の規定による西東京市スポーツ振興審議会の委員である者は、この条例による改正後の西東京市スポーツ推進審議会条例の規定による西東京市スポーツ推進審議会の委員になるものとし、その任期は、旧条例の規定による西東京市スポーツ振興審議会の委員の残任期間とする。

## ○西東京市スポーツ推進審議会規則

平成 22 年 3 月 31 日  
規則第 25 号

改正

平成 23 年 9 月 22 日規則第 45 号

(趣旨)

第 1 条 西東京市スポーツ推進審議会条例(平成 13 年西東京市条例第 202 号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、西東京市スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)に関し、必要な事項はこの規則に定めるところによる。

(任務)

第 2 条 条例第 2 条に規定するスポーツの推進に関する重要事項とは、おおむね次に掲げるとおりとする。

- (1) スポーツの施設及び設備の整備に関すること。
- (2) スポーツの指導者の養成及びその資質の向上に関すること。
- (3) スポーツ事業の実施及び奨励に関すること。
- (4) スポーツ関係団体の育成に関すること。
- (5) スポーツの技術水準の向上に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進のため市長が必要と認める事項に関すること。

(会議の招集方法)

第 3 条 審議会の会議(以下「会議」という。)の招集は、会議の開催の日時、場所及び会議に付議する事項をあらかじめ各委員に通知して行う。

(その他)

第 4 条 この規則に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 9 月 22 日規則第 45 号)

この規則は、公布の日から施行する。

## (2) 西東京市スポーツ推進計画策定懇談会

### ■委員名簿

#### 西東京市スポーツ推進計画策定懇談会委員

区分	所属	氏名
学識経験者	早稲田大学スポーツ科学学術院教授	◎間野 義之
西東京市立の小学校及び 中学校の校長	西東京市立公立小学校長会 (西東京市立保谷小学校長)	高野 富
スポーツ活動に関する 知識を有する者	武蔵野大学人間科学部教授 (西東京市スポーツ推進審議会会長)	○北岡 和彦
	NPO法人西東京市体育協会会長	木田 賢治
	西東京市スポーツ推進委員会会長	田村 真理子
西東京市スポーツ施設の 指定管理者	MTNT共同事業体総括責任者	加藤 治男
市民部健康課職員	西東京市市民部健康課保健係	八矢 好美
社会福祉法人西東京市 社会福祉協議会職員	社会福祉法人西東京市 社会福祉協議会	小平 勝一
公募による市民		立田 恒子
		堀内 千春

※◎印は会長、○印は副会長を示します。



## ■設置要綱

### 西東京市スポーツ推進計画策定懇談会設置要綱

#### 第1 設置

スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第10条第1項の規定に基づき定める西東京市スポーツ推進計画（以下「推進計画」という。）の策定について必要な事項を検討するため、西東京市スポーツ推進計画策定懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

#### 第2 所掌事項

懇談会は、推進計画の策定に関し必要な事項について協議及び検討をし、その結果を市長に報告する。

#### 第3 組織

懇談会は、委員10人以内とし、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 学識経験者 1人
- (2) 西東京市立の小学校及び中学校の校長 1人
- (3) スポーツ活動に関する知識を有する者 3人以内
- (4) 西東京市スポーツ施設の指定管理者 1人
- (5) 市民部健康課職員 1人
- (6) 社会福祉法人西東京市社会福祉協議会職員 1人
- (7) 公募による市民 2人以内

#### 第4 任期

委員の任期は、第2に規定する報告が終了するまでとする。

#### 第5 会長及び副会長

懇談会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### 第6 懇談会

懇談会は、会長が招集し、会長が懇談会の議長を務める。

- 2 懇談会は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。
- 3 会長は、必要があると認めたときは、懇談会に委員以外の者の出席を求め、意見等を聴取することができる。
- 4 懇談会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## 第7 公開

懇談会は、原則として公開で行うものとする。ただし、懇談会の出席委員の過半数をもって決したときは、非公開とすることができる。

## 第8 報酬

委員（第3第2号及び第5号に掲げる者を除く。）が懇談会に出席したときは、予算の範囲内において定める額を報酬として支給する。

## 第9 庶務

懇談会の庶務は、生活文化スポーツ部スポーツ振興課において処理する。

## 第10 その他

この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

### 3 西東京市のスポーツの現状と課題（補足編）

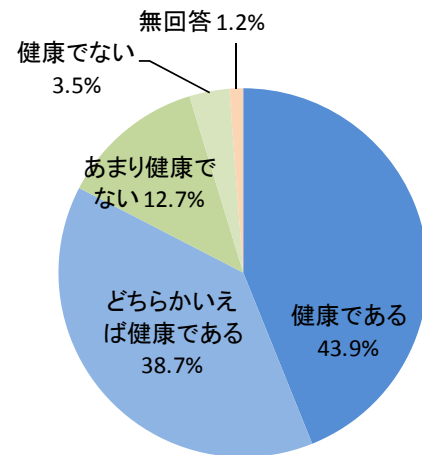
本節は、計画策定にあたり検討した本市のスポーツの現状と課題に関して、本編第3章「西東京市のスポーツの現状と課題」（P11～21）を補足する資料です。本節の内容は「西東京市スポーツに関する市民意識調査」（平成24年度）の結果に基づいています。

#### （1）市民の健康意識

##### ①健康状態

自らの健康状態について、「健康である」、「どちらかといえば健康である」と回答した人の割合は合わせて82.6%となっており、多くの市民が健康であるとの認識を持っています。

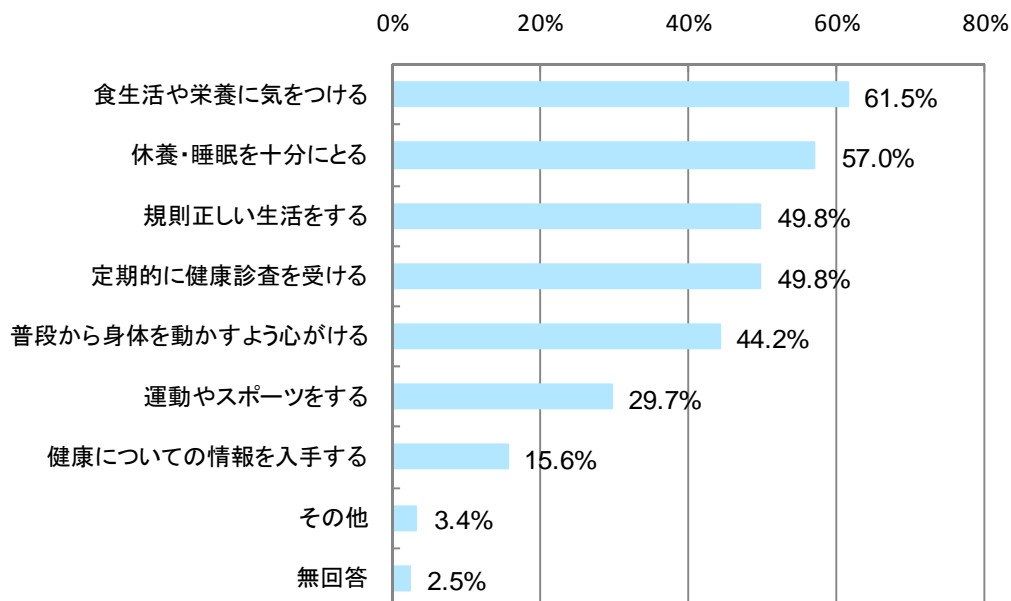
図表（資料編）3-1 健康であると思うか  
（一般市民、全員回答、単数回答、n=832）



##### ②健康のために気をつけていること

健康のために気をつけていることについて、「食生活や栄養に気をつける」との回答が61.5%と最も多く、次いで、「休養・睡眠を十分にとる」が57.0%となっています。一方、「運動やスポーツをする」が29.7%、「普段から身体を動かすよう心がける」が44.2%と、運動を意識的に行っている市民は、食生活や休養などと比較するとあまり多くありません。

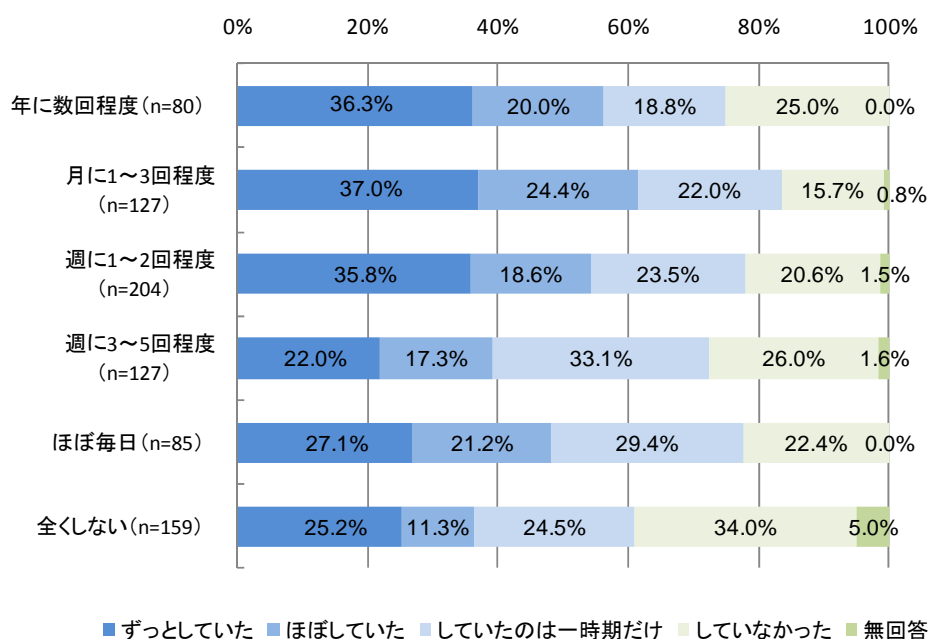
図表（資料編）3-2 健康のために気をつけていること  
（一般市民、全員回答、複数回答、n=832）



## (2) 子どもの頃の運動経験

子どもの頃の運動経験について、現在のスポーツ実施頻度別にみると、現在スポーツを全くしない人で、運動経験のない人が3割以上となっており、子どもの頃の運動経験が、その後のスポーツ実施に影響を与えていることが分かります。

図表（資料編）3-3 中学生や高校生の頃、継続的に運動・スポーツをしていたか  
（一般市民、実施頻度別、単数回答）

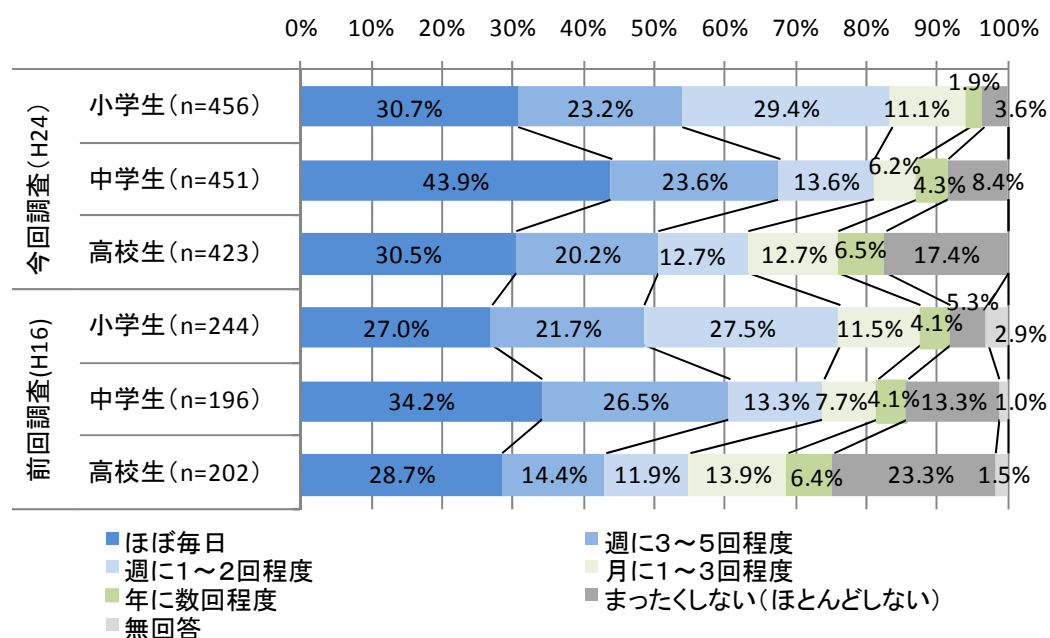


### (3) 児童生徒のスポーツ実施状況

児童生徒のスポーツ実施状況を見ると、週1回以上スポーツをしているのは、小学生が最も多く83.3%、中学生が81.1%、高校生が63.4%と、年齢が上がるにつれて実施頻度が下がっていく傾向にあります。一方で、「ほぼ毎日」と回答した割合をみると、中学生が43.9%と最も多くなっています。高校生は、「ほぼ毎日」が30.5%と「まったくしない」、「年に数回ぐらい」を合わせた割合が23.9%となっており、スポーツ実施において二極化の傾向にあります。

また、平成16年の前回調査と比較すると、小学生、中学生、高校生ともに週1回以上スポーツをしている割合が増加しています。

図表（資料編）3-4 市民がスポーツをする頻度  
（児童生徒、全員回答、単数回答）



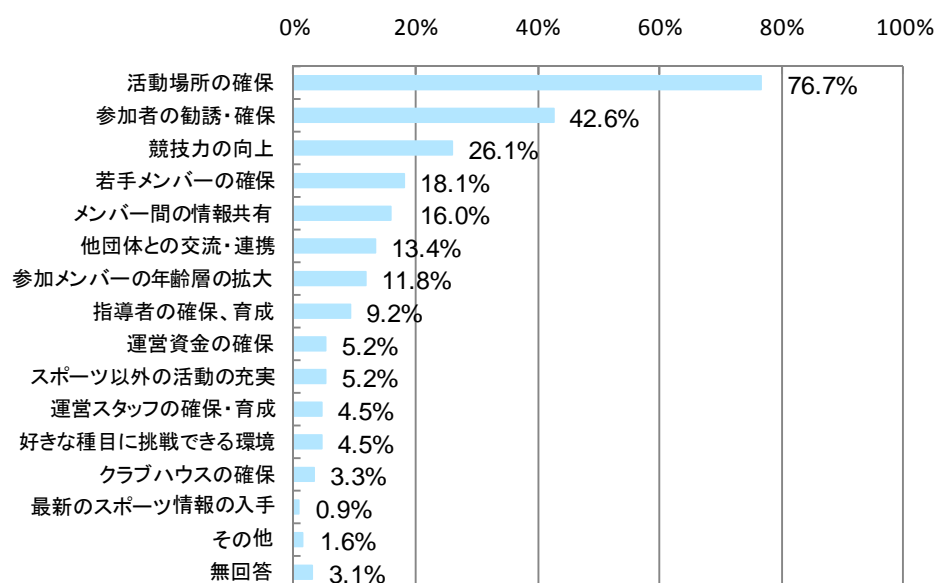
※今回調査ではスポーツの種目を全く選ばなかった人を「まったくしない」として算出しているのに対して、前回調査(H16)では「ほとんどしない」との選択肢で聞いているため、今回調査のほうが値が低くなっていることが想定される。

## (4) スポーツ団体のニーズ

### ① 充実した活動を行うために特に重要なもの

市のスポーツ施設登録団体において、より充実した活動を行うために特に重要なものは、「活動場所の確保」の回答が76.7%と最も多くなっており、次いで、「参加者の勧誘・確保」(42.6%)、「競技力の向上」(26.1%)となっています。

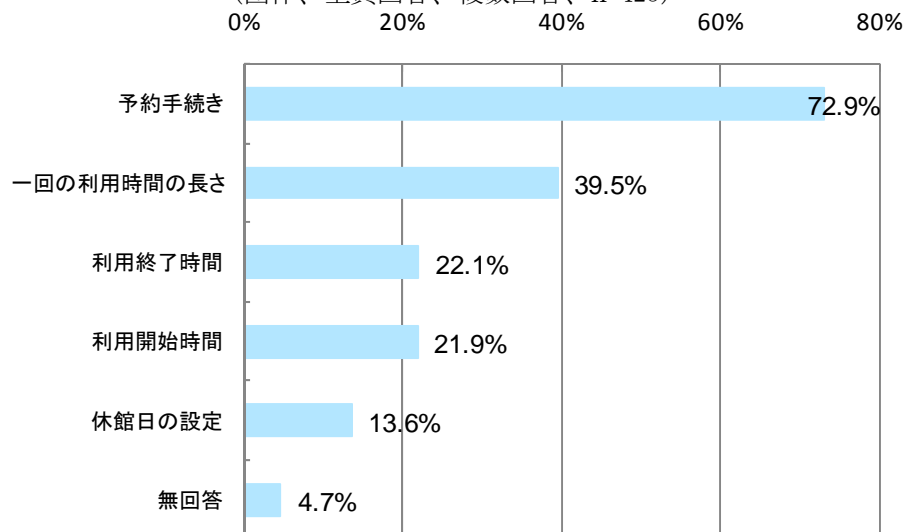
図表(資料編)3-5 より充実した活動を行うために特に重要なもの  
(団体、全員回答、複数回答、n=425)



### ② 公共スポーツ施設の利用における重要な要因

公共スポーツ施設を利用する上で重要なこととしては、「予約手続き」と回答した団体が72.9%と最も多くなっており、次いで、「一回の利用時間の長さ」(39.5%)となっています。

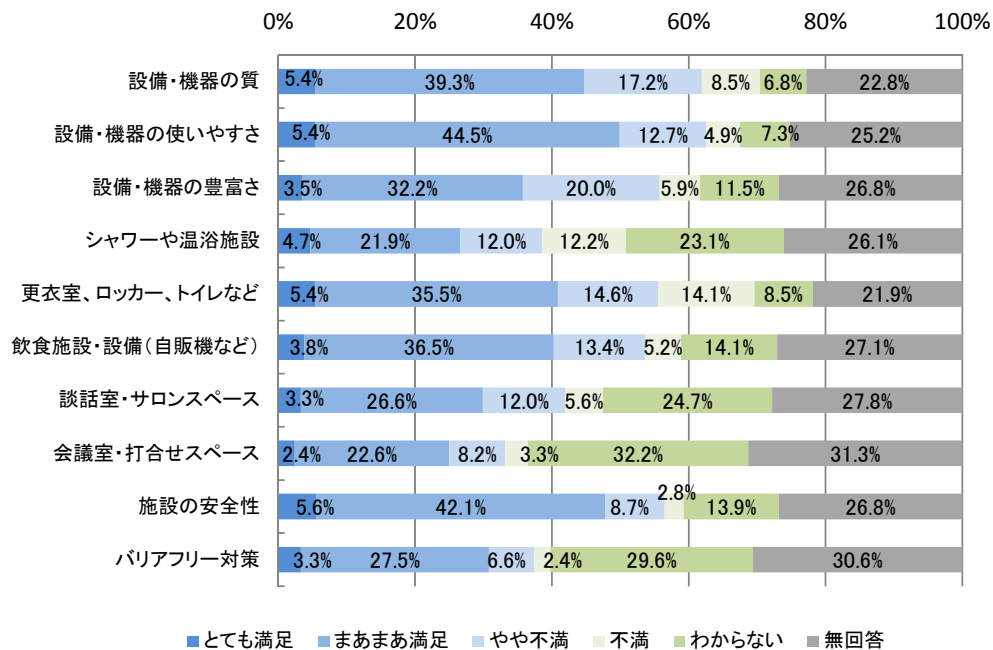
図表(資料編)3-6 公共スポーツ施設を利用する上で重要だと考える要因  
(団体、全員回答、複数回答、n=425)



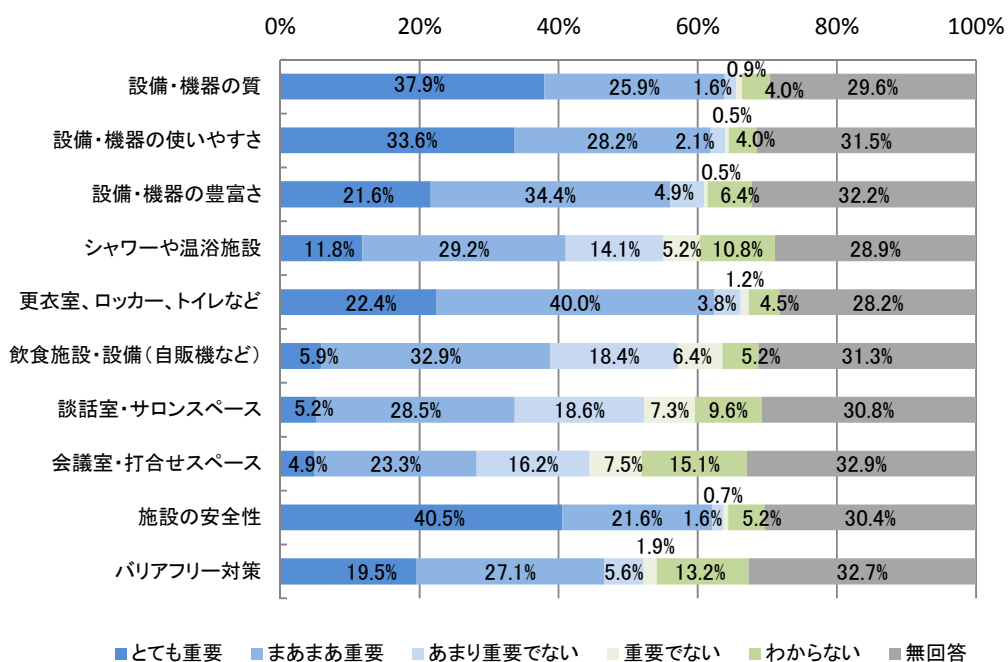
### ③市立施設の付帯施設・設備などの評価

市立施設の付帯施設・設備などの評価について、評価が高く、かつ重要性が高いものは、「設備・機器の使いやすさ」となっています。一方、重要度が高く、かつ評価が低いものは、「設備・機器の質」、「更衣室・ロッカー、トイレなど」となっています。

図表（資料編）3-7 市立施設の付帯施設・設備などの評価  
（団体、全員回答、単数回答、n=425）



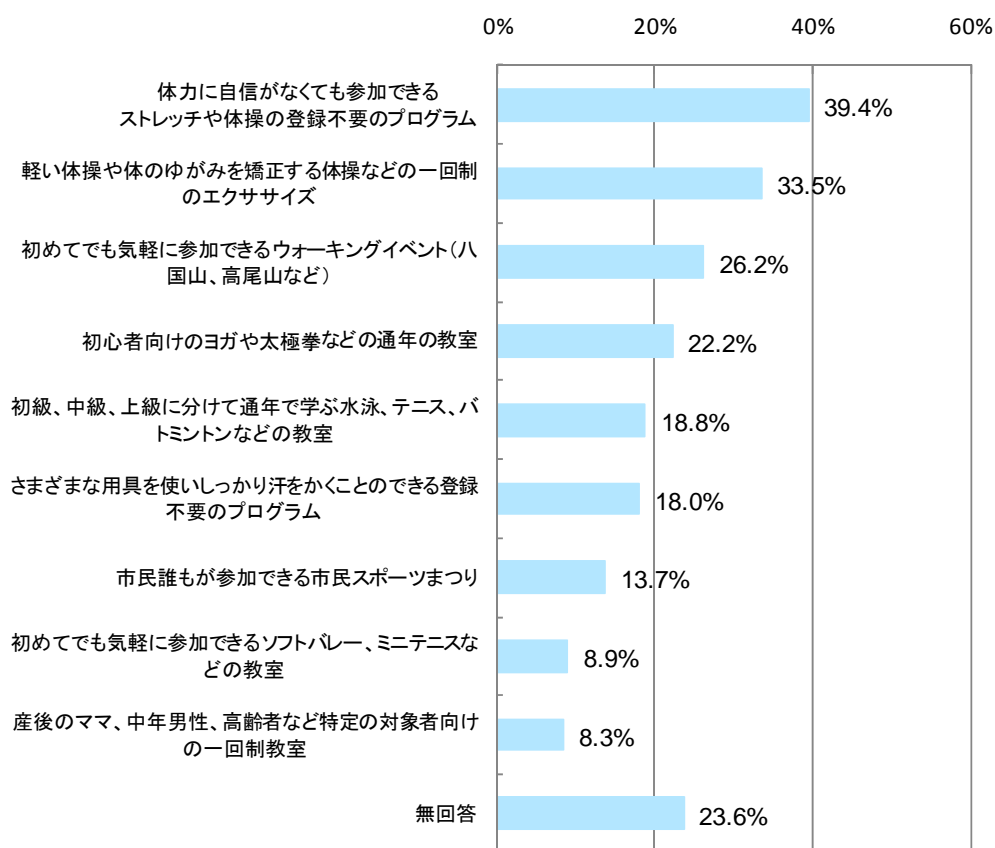
図表（資料編）3-8 市立施設の付帯施設・設備の重要性  
（団体、全員回答、単数回答、n=425）



## (5) スポーツイベントへの参加意向

市民が参加したことがある、または参加したい市内のスポーツイベントなどについては、「体力に自信がなくても参加できるストレッチや体操の登録不要のプログラム」や「軽い体操や体のゆがみを矯正する体操などの一回制のエクササイズ」、「初めてでも気軽に参加できるウォーキングイベント（八国山、高尾山など）」などが上位となっており、気軽に参加できるイベントの人気が高い傾向があります。

図表（資料編）3-9 市内のイベント等に参加したことがあるもの・参加したいもの  
（一般市民、全員回答、複数回答、n=823）



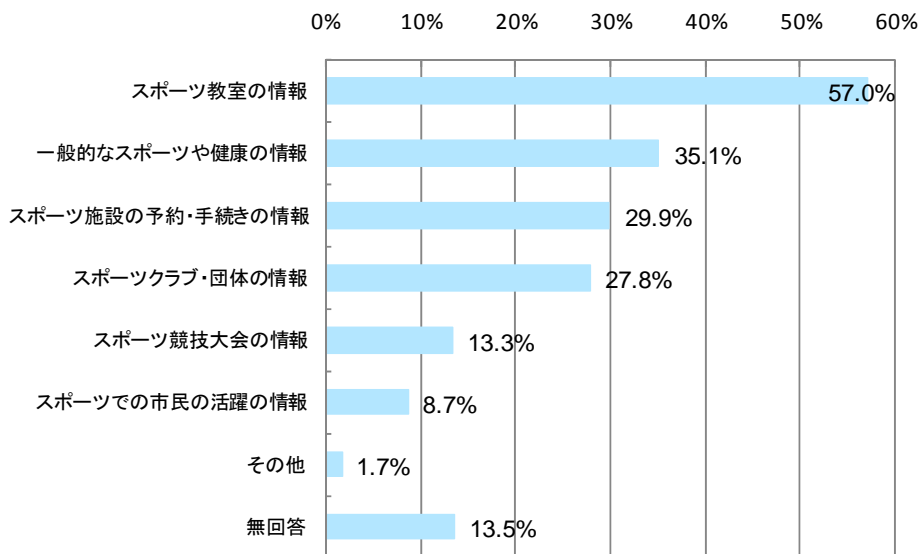


## (6) 市の取り組みについて

### ①望ましい情報提供

スポーツに関する情報提供のニーズについて、「スポーツ教室の情報」と回答した人の割合が 57.0%と最も多くなっており、次いで、「一般的なスポーツや健康の情報」(35.1%)、「スポーツ施設の予約・手続きの情報」(29.9%)と続いています。

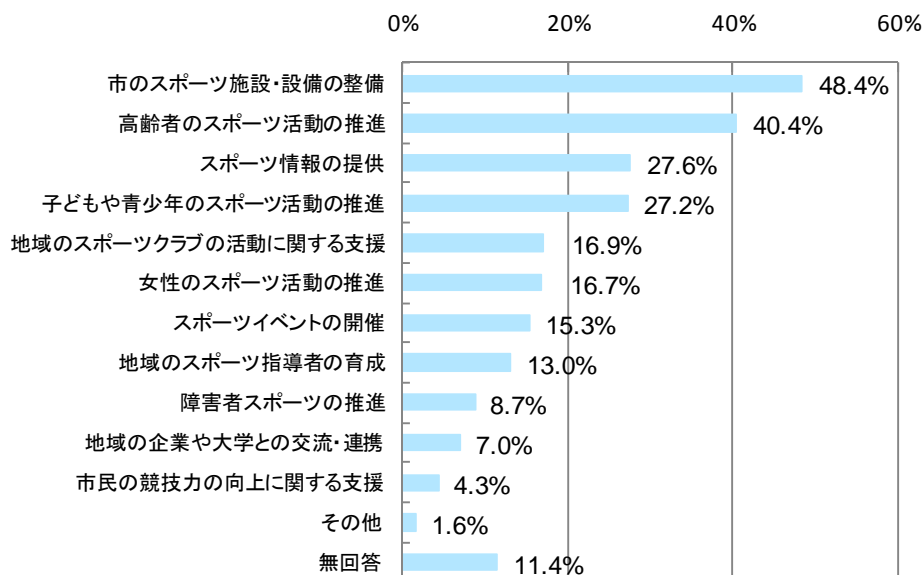
図表（資料編）3-10 どのようなスポーツに関する情報の提供が望ましいか  
(一般市民、全員回答、複数回答、n=823)



### ②重点的な取り組み

市が取り組むべき重点的な取り組みについては、「市のスポーツ施設・設備の整備」と回答した人の割合が 48.4%と最も多くなっており、次いで、「高齢者のスポーツ活動の推進」(40.4%)となっています。

図表（資料編）3-11 今後どのような重点的取り組みを進めていくべきか  
(一般市民、全員回答、複数回答、n=823)



## 4 西東京市の公共スポーツ施設

図表（資料編）4-1 西東京市の公共スポーツ施設一覧

	施設名	住所・電話	施設内容	備考
1	総合体育館	向台町 5-4-20 042-467-3411	第1・第2体育室、 トレーニング室・会議室	
2	スポーツセンター	中町 1-5-1 042-425-0505	第1・第2体育室、トレー ニング室、温水プール、 会議室、ランニング走路	
3	南町スポーツ・文化交流セ ンター「きらっと」	南町 5-6-5 042-451-0555	第1・第2体育室、武道場 多目的ホール、会議室	
4	武道場	東町 2-4-13 042-421-0606	柔道場、剣道場、 多目的ホール	
5	東町テニスコート	東町 6-1 042-424-2277	テニスコート（砂入り人 工芝）2面	
6	芝久保第二運動場	芝久保町 5-6 042-450-0051	テニスコート（砂入り人 工芝）3面、テニスコート （クレイ）2面、 ゲートボール場1面	
7	向台運動場	向台町 5-4 042-467-3411 (総合体育館)	グラウンド2面	軟式野球、サッカー、 ソフトボール等
8	市民公園グラウンド	向台町 5-4 042-467-3411 (総合体育館)	グラウンド1面	少年野球、少年サッ カー等
9	ひばりが丘総合運動場「ひば りアム」	ひばりが丘 3-1 042-465-2332	グラウンド1面、野球場1 面、テニスコート（砂入 り人工芝）4面	野球、少年野球、少 年サッカー、ゲート ボール等
10	健康広場	栄町 1-12 042-424-6610	グラウンド1面	野球、ソフトボー ル、サッカー等の練 習
11	芝久保運動場	芝久保町 1-18 042-467-3454	グラウンド1面	少年野球、少年サッ カー等
12	総合型地域スポーツクラブ にしはらスポーツクラブ	西原町 4-5-6 042-467-9919	体育館、テニスコート（砂 入り人工芝）1面、 グラウンド1面	少年野球、少年サッ カー等
13	総合型地域スポーツクラブ ココスポ東伏見	富士町 4-33-15 042-452-3446	東伏見ふれあいプラザ (その他の活動場所：早 稲田大学など)	
14	いこいの森公園	緑町 3-2-5 042-467-2391	スケート広場、ボール広 場、3オン3バスケットゴ ール3基（内ジュニア・ 障害者用1基）	インラインスケー ト、スケートボー ド、BMX、バスケット ボール、フットサ ル等

図表（資料編） 4-2 西東京市の公立学校施設一覧

	名称	所在地	電話番号
1	田無小学校	西東京市田無町 4-5-21	042-464-2111
2	保谷小学校	西東京市保谷町 1-3-35	042-463-4511
3	保谷第一小学校	西東京市下保谷 1-4-4	042-422-4513
4	保谷第二小学校	西東京市柳沢 4-2-11	042-463-4515
5	谷戸小学校	西東京市緑町 3-1-1	042-463-2661
6	東伏見小学校	西東京市東伏見 6-1-28	042-463-4517
7	中原小学校	西東京市ひばりが丘 2-6-25	042-422-4518
8	向台小学校	西東京市向台町 2-1-1	042-464-2112
9	碧山小学校	西東京市中町 5-11-4	042-422-4521
10	芝久保小学校	西東京市芝久保町 3-7-1	042-463-2869
11	栄小学校	西東京市栄町 2-10-9	042-423-0276
12	泉小学校	西東京市泉町 3-6-8	042-423-0750
13	谷戸第二小学校	西東京市谷戸町 1-17-27	042-421-5051
14	東小学校	西東京市東町 6-2-33	042-421-6009
15	柳沢小学校	西東京市南町 2-12-37	042-465-2903
16	上向台小学校	西東京市向台町 6-7-28	042-467-1151
17	本町小学校	西東京市保谷町 1-14-23	042-467-5956
18	住吉小学校	西東京市住吉町 5-2-1	042-423-4187
19	けやき小学校	西東京市芝久保町 5-7-1	042-464-2525

1	田無第一中学校	西東京市南町 6-9-37	042-462-2811
2	保谷中学校	西東京市保谷町 1-17-4	042-463-2551
3	田無第二中学校	西東京市北原町 2-9-1	042-462-2812
4	ひばりが丘中学校	西東京市住吉町 1-14-28	042-421-4149
5	田無第三中学校	西東京市西原町 3-4-1	042-462-2814
6	青嵐中学校	西東京市北町 2-13-17	042-422-3615
7	柳沢中学校	西東京市柳沢 3-8-22	042-463-5014
8	田無第四中学校	西東京市向台町 2-14-9	042-465-6113
9	明保中学校	西東京市東町 1-1-24	042-421-3611

1	都立保谷高校	西東京市住吉町 5-8-23	042-422-3223
2	都立田無高校	西東京市向台町 5-4-34	042-463-8511
3	都立田無工業高校	西東京市向台町 1-9-1	042-464-2225
4	都立田無特別支援学校	西東京市南町 5-15-5	042-463-6262

## 5 スポーツ基本法

平成 23 年法律第 78 号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第八条）

第二章 スポーツ基本計画等（第九条・第十条）

第三章 基本的施策

第一節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等（第十一条—第二十条）

第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備（第二十一条—第二十四条）

第三節 競技水準の向上等（第二十五条—第二十九条）

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備（第三十条—第三十二条）

第五章 国の補助等（第三十三条—第三十五条）

附則

スポーツは、世界共通の人類の文化である。

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵(かん)養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。

スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼすものである。

また、スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである。さらに、スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である。

スポーツ選手の不断の努力は、人間の可能性の極限を追求する有意義な営みであり、こうした努力に基づく国際競技大会における日本人選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、国民のスポーツへの関心を高めるものである。これらを通じて、スポーツは、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するものである。また、スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たすものである。

そして、地域におけるスポーツを推進する中から優れたスポーツ選手が生まれ、そのスポーツ選手が地域におけるスポーツの推進に寄与することは、スポーツに係る多様な主体の連携と協働による我が国のスポーツの発展を支える好循環をもたらすものである。

このような国民生活における多面にわたるスポーツの果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ立国を実現することは、二十一世紀の我が国の発展のために不可欠な重要課題である。

ここに、スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略として、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この法律は、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

### (基本理念)

第二条 スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

2 スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポーツ団体（スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下同じ。）、家庭及び地域における活動の相互の連携を図りながら推進されなければならない。

3 スポーツは、人々がその居住する地域において、主体的に協働することにより身近に親しむことができるようにするとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなるよう推進されなければならない。

4 スポーツは、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるよう推進されなければならない。

5 スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。

6 スポーツは、我が国のスポーツ選手（プロスポーツの選手を含む。以下同じ。）が国際競技大会（オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会をいう。以下同じ。）又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準（以下「競技水準」という。）の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進されなければならない。

7 スポーツは、スポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進することにより、国際相互

理解の増進及び国際平和に寄与するものとなるよう推進されなければならない。

- 8 スポーツは、スポーツを行う者に対し、不当に差別的取扱いをせず、また、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、ドーピングの防止の重要性に対する国民の認識を深めるなど、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進されなければならない。

#### (国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、スポーツに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### (地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、スポーツに関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### (スポーツ団体の努力)

第五条 スポーツ団体は、スポーツの普及及び競技水準の向上に果たすべき重要な役割に鑑み、基本理念にのっとり、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。

- 2 スポーツ団体は、スポーツの振興のための事業を適正に行うため、その運営の透明性の確保を図るとともに、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成するよう努めるものとする。

- 3 スポーツ団体は、スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正な解決に努めるものとする。

#### (国民の参加及び支援の促進)

第六条 国、地方公共団体及びスポーツ団体は、国民が健やかで明るく豊かな生活を享受することができるよう、スポーツに対する国民の関心と理解を深め、スポーツへの国民の参加及び支援を促進するよう努めなければならない。

#### (関係者相互の連携及び協働)

第七条 国、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体及び民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

#### (法制上の措置等)

第八条 政府は、スポーツに関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

## 第二章 スポーツ基本計画等

### (スポーツ基本計画)

第九条 文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的な計画（以下「スポーツ基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。以下同じ。）で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。
- 3 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十条に規定するスポーツ推進会議において連絡調整を図るものとする。

### (地方スポーツ推進計画)

第十条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十四条の二第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

## 第三章 基本的施策

### 第一節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等

#### (指導者等の養成等)

第十一条 国及び地方公共団体は、スポーツの指導者その他スポーツの推進に寄与する人材（以下「指導者等」という。）の養成及び資質の向上並びにその活用のため、系統的な養成システムの開発又は利用への支援、研究集会又は講習会（以下「研究集会等」という。）の開催その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

#### (スポーツ施設の整備等)

第十二条 国及び地方公共団体は、国民が身近にスポーツに親しむことができるようにするとともに、競技水準の向上を図ることができるよう、スポーツ施設（スポーツの設備を含む。以下同じ。）の整備、利用者の需要に応じたスポーツ施設の運用の改善、スポーツ施設への指導者等の配置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 前項の規定によりスポーツ施設を整備するに当たっては、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保を図るとともに、障害者等の利便性の向上を図るよう努めるものとする。

(学校施設の利用)

第十三条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する国立学校及び公立学校の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の利用を容易にさせるため、又はその利用上の利便性の向上を図るため、当該学校のスポーツ施設の改修、照明施設の設置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ事故の防止等)

第十四条 国及び地方公共団体は、スポーツ事故その他スポーツによって生じる外傷、障害等の防止及びこれらの軽減に資するため、指導者等の研修、スポーツ施設の整備、スポーツにおける心身の健康の保持増進及び安全の確保に関する知識（スポーツ用具の適切な使用に係る知識を含む。）の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決)

第十五条 国は、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停の中立性及び公正性が確保され、スポーツを行う者の権利利益の保護が図られるよう、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停を行う機関への支援、仲裁人等の資質の向上、紛争解決手続についてのスポーツ団体の理解の増進その他のスポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決に資するために必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツに関する科学的研究の推進等)

第十六条 国は、医学、歯学、生理学、心理学、力学等のスポーツに関する諸科学を総合して実際の及び基礎的な研究を推進し、これらの研究の成果を活用してスポーツに関する施策の効果的な推進を図るものとする。この場合において、研究体制の整備、国、独立行政法人、大学、スポーツ団体、民間事業者等との連携の強化その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、我が国のスポーツの推進を図るため、スポーツの実施状況並びに競技水準の向上を図るための調査研究の成果及び取組の状況に関する情報その他のスポーツに関する国の内外の情報の収集、整理及び活用について必要な施策を講ずるものとする。

(学校における体育の充実)

第十七条 国及び地方公共団体は、学校における体育が青少年の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、スポーツに関する技能及び生涯にわたってスポーツに親しむ態度を養う上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、体育に関する指導の充実、体



育館、運動場、水泳プール、武道場その他のスポーツ施設の整備、体育に関する教員の資質の向上、地域におけるスポーツの指導者等の活用その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ産業の事業者との連携等)

第十八条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上でスポーツ産業の事業者が果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ団体とスポーツ産業の事業者との連携及び協力の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、スポーツ選手及び指導者等の派遣及び招へい、スポーツに関する国際団体への人材の派遣、国際競技大会及び国際的な規模のスポーツの研究集会等の開催その他のスポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進するために必要な施策を講ずることにより、我が国の競技水準の向上を図るよう努めるとともに、環境の保全に留意しつつ、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するよう努めなければならない。

(顕彰)

第二十条 国及び地方公共団体は、スポーツの競技会において優秀な成績を収めた者及びスポーツの発展に寄与した者の顕彰に努めなければならない。

## 第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備

(地域におけるスポーツの振興のための事業への支援等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、国民がその興味又は関心に応じて身近にスポーツに親しむことができるよう、住民が主体的に運営するスポーツ団体（以下「地域スポーツクラブ」という。）が行う地域におけるスポーツの振興のための事業への支援、住民が安全かつ効果的にスポーツを行うための指導者等の配置、住民が快適にスポーツを行い相互に交流を深めることができるスポーツ施設の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ行事の実施及び奨励)

第二十二条 地方公共団体は、広く住民が自主的かつ積極的に参加できるような運動会、競技会、体力テスト、スポーツ教室等のスポーツ行事を実施するよう努めるとともに、地域スポーツクラブその他の者がこれらの行事を実施するよう奨励に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体に対し、前項の行事の実施に関し必要な援助を行うものとする。

(体育の日の行事)

第二十三条 国及び地方公共団体は、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）第二条に規定する体育の日において、国民の間に広くスポーツについての関心と理解を深め、かつ、積極的にスポーツを行う意欲を高揚するような行事を実施するよう努めるとともに、広く国民があらゆる地域でそれぞれその生活の実情に即してスポーツを行うことができるような行事が実施されるよう、必要な施策を講じ、及び援助を行うよう努めなければならない。

(野外活動及びスポーツ・レクリエーション活動の普及奨励)

第二十四条 国及び地方公共団体は、心身の健全な発達、生きがいのある豊かな生活の実現等のために行われるハイキング、サイクリング、キャンプ活動その他の野外活動及びスポーツとして行われるレクリエーション活動（以下この条において「スポーツ・レクリエーション活動」という。）を普及奨励するため、野外活動又はスポーツ・レクリエーション活動に係るスポーツ施設の整備、住民の交流の場となる行事の実施その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

### 第三節 競技水準の向上等

(優秀なスポーツ選手の育成等)

第二十五条 国は、優秀なスポーツ選手を確保し、及び育成するため、スポーツ団体が行う合宿、国際競技大会又は全国的な規模のスポーツの競技会へのスポーツ選手及び指導者等の派遣、優れた資質を有する青少年に対する指導その他の活動への支援、スポーツ選手の競技技術の向上及びその効果の十分な発揮を図る上で必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、優秀なスポーツ選手及び指導者等が、生涯にわたりその有する能力を幅広く社会に生かすことができるよう、社会の各分野で活躍できる知識及び技能の習得に対する支援並びに活躍できる環境の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会)

第二十六条 国民体育大会は、公益財団法人日本体育協会（昭和二年八月八日に財団法人大日本体育協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

2 全国障害者スポーツ大会は、財団法人日本障害者スポーツ協会（昭和四十年五月二十四日に財団法人日本身体障害者スポーツ協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

3 国は、国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の円滑な実施及び運営に資するため、これらの開催者である公益財団法人日本体育協会又は財団法人日本障害者スポーツ協会及び開催地の都道府県に対し、必要な援助を行うものとする。

(国際競技大会の招致又は開催の支援等)

第二十七条 国は、国際競技大会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるよう、環境の保全に留意しつつ、そのための社会的気運の醸成、当該招致又は開催に必要な資金の確保、国際競技大会に参加する外国人の受入れ等に必要な特別の措置を講ずるものとする。

2 国は、公益財団法人日本オリンピック委員会（平成元年八月七日に財団法人日本オリンピック委員会という名称で設立された法人をいう。）、財団法人日本障害者スポーツ協会その他のスポーツ団体が行う国際的な規模のスポーツの振興のための事業に関し必要な措置を講ずるに当たっては、当該スポーツ団体との緊密な連絡を図るものとする。

(企業、大学等によるスポーツへの支援)

第二十八条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上で企業のスポーツチーム等が果たす役割の重要性に鑑み、企業、大学等によるスポーツへの支援に必要な施策を講ずるものとする。

(ドーピング防止活動の推進)

第二十九条 国は、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約に従ってドーピングの防止活動を実施するため、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（平成十三年九月十六日に財団法人日本アンチ・ドーピング機構という名称で設立された法人をいう。）と連携を図りつつ、ドーピングの検査、ドーピングの防止に関する教育及び啓発その他のドーピングの防止活動の実施に係る体制の整備、国際的なドーピングの防止に関する機関等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### 第四章 スポーツの推進に係る体制の整備

(スポーツ推進会議)

第三十条 政府は、スポーツに関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、スポーツ推進会議を設け、文部科学省及び厚生労働省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等)

第三十一条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関（以下「スポーツ推進審議会等」という。）を置くことができる。

(スポーツ推進委員)

第三十二条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特

定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則)の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

## 第五章 国の補助等

### (国の補助)

第三十三条 国は、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げる経費について、その一部を補助する。

- 一 国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の実施及び運営に要する経費であつて、これらの開催地の都道府県において要するもの
- 二 その他スポーツの推進のために地方公共団体が行う事業に要する経費であつて特に必要と認められるもの

2 国は、学校法人に対し、その設置する学校のスポーツ施設の整備に要する経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。この場合においては、私立学校振興助成法(昭和五十年法律第六十一号)第十一条から第十三条までの規定の適用があるものとする。

3 国は、スポーツ団体であつてその行う事業が我が国のスポーツの振興に重要な意義を有すると認められるものに対し、当該事業に関し必要な経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。

### (地方公共団体の補助)

第三十四条 地方公共団体は、スポーツ団体に対し、その行うスポーツの振興のための事業に関し必要な経費について、その一部を補助することができる。

### (審議会等への諮問等)

第三十五条 国又は地方公共団体が第三十三条第三項又は前条の規定により社会教育関係団体(社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第十条に規定する社会教育関係団体をいう。)であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が第九条第二項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあつては教育委員会(特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務(学校における体育に関する事務を除く。))に係る補助金の交付については、その長)がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。この意見を聴いた場合においては、同法第十三条の規定による意見を聴くことを要しない。

## 附則

### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

### (スポーツに関する施策を総合的に推進するための行政組織の在り方の検討)

第二条 政府は、スポーツに関する施策を総合的に推進するため、スポーツ庁及びスポーツに関する審議会等の設置等行政組織の在り方について、政府の行政改革の基本方針との整合性に配慮して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

### (スポーツの振興に関する計画に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第四条の規定により策定されている同条第一項に規定するスポーツの振興に関する基本的計画又は同条第三項に規定するスポーツの振興に関する計画は、それぞれ改正後のスポーツ基本法第九条又は第十条の規定により策定されたスポーツ基本計画又は地方スポーツ推進計画とみなす。

### (スポーツ推進委員に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第十九条第一項の規定により委嘱されている体育指導委員は、改正後のスポーツ基本法第三十二条第一項の規定により委嘱されたスポーツ推進委員とみなす。

### (地方税法の一部改正)

第五条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。  
第七十五条の三第一号中「スポーツ振興法（昭和三十六年法律第四百一十一号）第六条第一項」を「スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）第二十六条第一項」に改める。

### (放送大学学園法の一部改正)

第六条 放送大学学園法（平成十四年法律第一百五十六号）の一部を次のように改正する。  
第十七条第四号中「スポーツ振興法（昭和三十六年法律第四百一十一号）第二十条第二項」を「スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）第三十三条第二項」に改める。

### (沖縄科学技術大学院大学学園法の一部改正)

第七条 沖縄科学技術大学院大学学園法（平成二十一年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。  
第二十条第四号中「スポーツ振興法（昭和三十六年法律第四百一十一号）第二十条第二項」を「スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）第三十三条第二項」に改める。





西東京市スポーツ推進計画  
平成 26 年 3 月

編集・発行 西東京市生活文化スポーツ部スポーツ振興課

〒202-8555  
西東京市中町一丁目 5 番 1 号  
042-464-1311 (代表)









# 西東京市スポーツ推進計画